

令和元年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

令和元年12月12日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|---------------|
| No. 7 | 14番 | 大石雪雄君 | (P 99～P 115) |
| No. 8 | 13番 | 後藤功君 | (P 116～P 130) |
| No. 9 | 7番 | 鈴木勝久君 | (P 131～P 148) |

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 河西美次君	6番 松田隆志君
7番 鈴木勝久君	8番 真船正晃君	9番 藤田節夫君
10番 秋山和男君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 鈴木武男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	東宮清章君
教育長	鈴木且雪君	参事兼 会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	真船貞君	企画政策課長	福田修君
財政課長	田中茂勝君	税務課長	伊藤秀雄君
参事兼 住民生活課長	鈴木真由美君	福祉課長	相川哲也君
健康推進課長	田部井吉行君	環境保全課長	木村三義君
産業振興課長	長谷川洋之君	参事兼 建設課長	鈴木茂和君
上下水道課長	相川晃君	参事兼 学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川浩君	農業委員会 事務局長	和知正道君
代表監査委員	熊谷光明君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局長 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正康君） 早速、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第7、14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

◇14番 大石雪雄君

1. 防災について
2. 教育について

○14番（大石雪雄君） 14番、通告順に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

2点ほど入っておりますが、その前に、台風19号ですか、10月12日から13日まで、大変災害に対しての対応をしていただいた役場職員の方々、そして消防団、各関係者の皆さん方に感謝と敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

それでは、一般質問に入ります。

質問事項ですが、質問要項は台風による自然災害の対応についてあらゆる問題点と考える事をただすということで、あらゆるということで、大変質問がたくさん出てくるかなと思うんですが、これも、私の体験と村民の方々から強い言葉で私のほうに電話が来たりしていたことに対して、村の対応等についてこの場でただしてまいりたいと思います。

まず、台風19号なんですが、私は堀川の河川沿いに住んでおりまして、平成10年の8.27、そして今回の台風19号ということで、川の水の状況など、危ないと言われながらも見てきたつもりであります。多分に、平成10年の8.27より、水は短時間のせいもあって勢いがよく、水の量も多かったのではないかなと、そのように思っております。

8.27の際の災害により激甚災害に指定されて、堀川は皆さんがごらんのとおりの状況で、幅員も広がっておりまして、十分な処置を下されているのかなと、そのようにも思いますけれども、数年の間、建設課を通して県の建設事務所をお願いしていただいて、3年ほどその河川改修をしていただいたところであります。よって、河川は数年前よりは深みが出ましたけれども、その反面、両サイドに蓄積された石が山積みになっているということで、拡張はされたが、どうなのかなということでありま

す。

多分、あの山積みになった河川の石、砂がほかにずれば、本来の激甚災害のいただいた河川の広さになっていくのではないかなと、そのように思っております。

前置きが随分長くなってきていますが、そういう形で平成10年から令和元年、すなわち平成に置きかえれば平成31年と、20年間水害の間隔がありましたが、行政として、その防災に対してのやってきた仕事内容が答弁できれば、まず最初をお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 14番、大石議員の質問にお答えいたします。

平成10年8.27災害、今回の19号災害ということで、今まで防災の仕事はどういうことかということだと思いますけれども、特に河川に関しましては、今、議員……（不規則発言あり）全体で。（不規則発言あり）河川に関しては、常に、年に2回ほど建設事務所と調整会議を行っております、河川についてはいわゆる土砂と砂等のしゅんせつですね、河積を確保すべくあらゆる時点で要望してきたところであります。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） まあどういふふうにやってきたといっても、新しい村長はまだ2年になっていない中で、質問するほうもおかしいのかなと思いますが、村長は建設課の課長を歴任しているものですから、あえてそのような質問を入れてきております。

そんな中で、堀川も柳の木とか、さらには私の知らない木がいっぱい生えていてどうにもならなくて、山下行政区の方々に言われてどうにもならなくて、県会議員を通して、とりあえず最初、木の伐採ですか、河川の伐採をしていったということであります。その後は、もう建設課が一生懸命頑張ってお業者を入れてくれたということで、大変ありがたく思っております。

そんな中で、何というんですかね、台風が来て、河川はとりあえずそこが分かれている中で、原中の方が11時過ぎに私に電話をいただいて、床下浸水しているんだけどどうでしょうということなんですけれども、それは、近辺に田んぼがあって、その田んぼは測量設計がもう既に終わって、工事に入るばかりであっても、まだ3年ほどもう延ばされている状態であります。それは、行政にも仕事の順序があるから延びているのかなと思いますが、11時ごろ呼ばれて行ったら、やはりすごい水が出ていたと。そして、どうしたらいいべというので、じゃ役場にとりあえず行ってくるかということで、役場に向かっています。

役場の防災拠点たるプレハブに向かう途中、増見小田倉線を通って来て役場に入ろうかなと思ったら、水がいっぱいで、私の古い車は水没するんじゃないかなくらいの水の勢いがあったと。なぜプレハブの防災拠点があって、すぐ軒の下がこんな状態にしておいたかということで、大変憤りを感じていました。

さらにプレハブに入って、プレハブの防災拠点たる中に入ったら、人がいっぱいなんですよね。誰が受付をしているんだか、誰が現場に行ってくれるんだか、一番奥で

村長がちょろちょろ一生懸命動いてる姿は見えたんですけども、ちょろちょろでは悪かったかな、一生懸命動いていたと。特にちょろちょろにしか見えないくらい一生懸命だったんです。職員の方々にいっばいだと思うんですけども、どうしましたと
いうことで職員に言って、通じたという形なんですね。

ですから、私が思うのには、日ごろ訓練していないんじゃないかなと思うんです。受付はもう窓口において、あれだけのプレハブなんですから、もう1か所設けていて、現場に行く人は現場に行くんだという形をとってあればいいのかなと、そう思うんですが、村長、どうでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

私も、私なりにちょろちょろ動きまして、一生懸命やっておりました。議員おっしゃるとおりです。とにかくあのときは300ミリの、最終的には雨で、議員がおっしゃるとおりのてんやわんやは否めない事実であります。そういうことで、完全な災害対策本部だったかと言われると、いろいろな疑問、反省点も多々あります。今ほど言われました日ごろの訓練、受付等、今後生かしていきたいと思っておりますので、いいご提言ということで、これからの防災活動に生かしていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私、大変失礼な言葉を使ったかもしれません。ですが、村長は、やはりどんと後ろに構えて、職員を信じて、職員が窓口になって、そしてその行動に行く方々は、大変失礼なんですけど、別棟を設けて、そしてどこどこに行ってくれと言えば、仕事の段取りも早いのかなと、そのように感じたものですから、ここで質問とさせていただきます。

私、戻ったんですが、職員と一緒に土のう積みやったんです。夜11時過ぎですね。見てすぐに帰ってくるかなと思ったんですが、戻ったら、職員の人、土のう積みしているんですよ。それで、見るだけだからと言って、かっぱも雨がっぱみたいなのを着ていたものだから、もうびちょびちょになっちゃって、土のうの重さがよくわかりました。

職員は2つ持つんですが、私もまねして2つ持ったんです。土手に入ったら、長靴そのまま潜っちゃって、抜くかと思ったら抜けないんですね、あれ。だから、靴が脱げて靴下のまま泥の中にまた潜っちゃったと。大変職員の方は考える以上の苦労をされたのかなと、そのように思っております。大変本当にありがたく思っております。

ただ、そこで言えるのは、役場庁舎をつくる前に、村民の苦言を少しでもなくすように、村民のための予算を使って生活条件をよくしなきゃだめだよということを私よく言っています。というのは、役場庁舎というとまた別棟で村民に見られる中で、庁舎をつくるよりは家の水路やってくれたらいいんじゃないかとか、家の前の舗装やってくれたらいいんじゃないかとか、U字溝入れたらいいんじゃないかとか、そういうふうな言葉はいまだに出ている以上、もっともっと強くなるような気が私はしております。

それも、村長の独断と偏見でもいいですから、庁舎があと7年後にできる可能性を持っているとすれば、1年間、俺はそっちでいくぞぐらい予算を山積みして、生活条件をよくしてやる一つの方法もあるんじゃないかなと、そのように思っております。それは、今後についてですから、答弁は要りませんから、村長にも判断を後ほどお願いしたいと思います。

次の質問に入るんですが、そのように堀川はもう水が満杯。NHKのテレビを12時前ごろに私かけていたんですが、ああ、大丈夫なのかなというときに消防団が来ました。ダムが放流します。えっ、ダムってどこのダムと聞いたんですね。村に4つダムありますか、4つですかね。堀川ダムですと言うんですね。石とコンクリで固められている河川の両脇はもう水いっぱいなんですね。皆さんご存じのように、コンクリになっているところから後ろに水が回ると、もろいんですね、あれ。パーンときちゃうんですね、みんな。私は、とにかく一人でいましたから、孫たち、子どもたちは避難させましたから。大丈夫なのかなという感じだったんですね。

その以前に、聞き慣れないサイレンが鳴ったんですね。サイレンが、あの通りはふるさと農道、広域農道があることによって、違反者もいていつもサイレンは聞こえるんですが、聞き慣れないサイレンだった。そんな中で、消防の方が来て、避難してくださいと言うんですね。何で今さら避難するの、どこに避難するのという話を私はしました。それで、そうかと。ダム放流したら、恐らくもう土手はなくなるな、水の勢いから見てもなくなるな。土岸に入れば一斉にあの堤防らしきものは流出するなど思いながらも、まあしょうがないかと、言われたとおりにしようということで、私も大平のファミリーマートに避難しました。

じゃ、なぜかといったら、上新田の集会所は電気ついていないですからね。隣の方も、避難するのにおじいちゃん、おばあちゃんもいるし、じゃ避難しようということで、避難に出かけて、ある集会所に行ったと。後から聞くと、よそ者扱いで入れてもらえなかったんだと。何を言ったかという、大石さんに言われて、入れてもらうように言われたんですと言ったら、どうぞと言われたと。よそ者扱的なところがあるのかもしれないね。それは後からまた再度聞きたいと思いますが、ダムの放流なんですが、どのような方法をとって、そして何時間前にその関係する河川または、上新田の集落からも随分電話が来ているんですが、放流の知らせをするべきなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

具体的には、今回の堀川ダムの状況を説明すればご理解いただけるのかなと思いついて、そのことをちょっと説明したいと思います。

堀川ダムが放流する際の情報提供につきましては、福島県で定めている堀川ダム操作規則及び操作細則にのっとり実施されます。堀川ダムは、貯水池の常時満水位は標高609メートル、降水時最高水位が614.5メートル、洪水調節開始流量が毎秒25立方メートル、計画最大放流量が毎秒50立方メートルとなっております。

堀川ダムは、通常時も自然放流がされております。洪水警戒体制とする場合は、福島地方気象台から大雨警報及び大雨洪水警報が発表された場合、2番として、大雨注意報が発表され、県南建設事務所長が必要と認める場合、3番目として、総雨量が100ミリに達し、時間雨量が10ミリを超えると予想される場合、この3つのいずれかに該当する場合は、県職員の参集や市町村を含めた関係各機関に洪水警報体制となったことの情報提供があります。洪水調節を実施する場合は、流入量が毎秒25立方メートルを超えたときとなります。この段階はダムの計画規模内であり、流入量が毎秒25立方メートル以上となっても、放流量は最大でも毎秒50立方メートルまでとなります。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長が今答弁しているやつは、規則が法律で定められているものかわかりませんが、そういうものに沿っていざ放流しなきゃならないということが考えたときに、避難するまでにどのぐらいの時間を持って避難の連絡をするのか、その辺をお伺いしたいと思います。

多分、今村長にそれ、新聞の切り取りしているんですが、1時間前、4時間前には避難の情報を流さなきゃならないんですね。というのは、ダムが放流するに当たっては、大変水が多い中で、避難するほうも大変なんですよ。大平に行くだけだって、大清水は水浸し、オリンパスのところは水浸し、大平の高台まで行くだけでも大変な苦労するくらいなんです。ですから、どのぐらいを見当に村としては避難指示を出すのか、その辺の時間を村長はどういうふうに考えていますかということですが、答弁をお願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大変申しわけありません。

今回の話にまたなっちゃうんですけども、堀川ダムの洪水警報体制となったのは14時9分。それから、大雨警報が発表されたためであり、村にも情報提供がありました。洪水調節が実施されたのは16時30分となっております。4時30分です。その後、計画規模を超える異常洪水の事前通知の第1報が県南建設事務所から入ったのが21時。その時点で、超水位612.09メートル、流入量毎秒76.6立方メートル、放流時毎秒27.889立方メートルでした。この時点で、県南建設事務所と連絡をとり合いながら、午後10時半に防災行政無線や登録制メールなどによる住民に対して注意喚起の情報提供を行った次第であります。県も広報車により地域内の住民に対し呼びかけを実施したということでもあります。

その後、第2報が午後11時に届き、貯水量が613.22メートル、流入量毎秒103.349立方メートル、放流量毎秒33.821立方メートルを受けて、再度防災行政無線や登録制メールなどで情報の提供を実施しました。その時点での気象情報を確認し、今後雨が弱まる予想があったこと、さらには県南建設事務所から流入量が減っており、計画規模を超える異常洪水の実施は行わないとの情報がありまして、さらには夜間避難勧告等を発令し住民を避難させる危険性を考慮し、避難勧告等の発令

は行いませんでした。いずれにしても、建設事務所長と密に連絡をとって対応した次第であります。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 質問に入る前に、私、山下部落と言ったみたいなのですが、どうしても子どものころから山下は、何というんですか、地元と一緒に山下部落とよく使っちゃっているものですから、この場所でまだ山下部落ということで発言したんですが、行政区と、その訂正をお願いしたいと思います。

そのような形で、村長の答弁、るるいろいろと詳しく経緯を教えてくださいました。21時という、もう郡山のほうは氾濫していたわね、多分ね。新聞の、何というんですか、阿武隈川の氾濫したところも赤い点で打ってありますけれども、氾濫しているところにダムを放流したら、どうなんですかね。堀川は白河市で阿武隈川と合流すると。阿武隈川が合流して氾濫した、それこそ近くでは、どこですか、これ、須賀川、矢吹ですか、あたりはもう大変な氾濫の状態、二次災害等たくさん出てくるんじゃないかなと、そのように思います。

そういう中で、村長にも今見ていただきましたが、福島県はもとより、この全国の国サイドのダムの放流についても民友新聞で取り上げているんですね。やっぱりダムの放流が因果関係があるかどうかは定かではないとしながらも、母子が流されて死んだりとか、いろんな訴訟問題にしなきゃならないんじゃないのかとか、書いてあります。

また、他方では、石川町が大変な被害を受けたから訴訟を起こすんだという話も聞いています。補償問題に発展する可能性もあるし、国・県は強いから訴訟を起こされても関係ありませんよというところに行くかもしれませんが、訴訟何々よりも、やはり極力、人間の力は偉大なものもあるし、今は偉大なOA機器もあるということで、次の質問に入っていくんですが、計画放流ですか、今はAI天気予報といって1週間もその上も前の天気がわかるという中で、もうちょっとコンピューターに近づいた考え方を取り入れて、計画放水を天気予報とともに検討されるようにしたほうがいいと思うんですが、村長、どうでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今回の災害を受けまして、12月20日に所長が今回の台風の状況説明と今後の対応ということで見えます。そういう中で、ダム管理である建設事務所と今後、今指摘されたことを十分話し合いを持っていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長、計画放水って、調べたところによると、そんな簡単にはできないんだわね、やっぱり。村長もご存じだと思いますけれども、あえて言わせていただければ、まず、堀川の水は売っているんだよね。逆にいうと、営業なんだよね、あそこ。営業をやっているところは、その水を購入している方々と協定書を結ばなきゃならないみたいなんですね。災害が起きそうなときだか何だかは、その協定書を結ぶといっても、中身はわからないんですが、そのほうは行政が勉強していただかなく

てはならない一つかもわからないですね。

協定書を結ぶ、村長、それ今度来る方々よりも前に、一回合同庁舎のその来る方に行ってきたらいいんじゃないですか。来るのを待っていないで、自分から行かなきゃだめです、村長。議会でこっぴどくやらっちゃから、来たって。訴訟問題、子ども、親子が、母親と子どもが亡くなって訴訟問題起こすなんていう、こういう事例を見るたびに、行政は村民の生活と生命を守るのが一つの建前で、消防だけではないと思うんです。ですから、そういうことを考えたら、来るといったら来る前に村長が行くべきですよ、やっぱり。お願いに行くんだから。そう思うんですが、村長、いかがでしょう。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おっしゃるとおりでありまして、今回の台風を検証するということで見えるということでありまして、また今議員が言われたことを踏まえながら、議会終わりましたらば行ってきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長、すみませんね、それは。私も言葉なんか選べるような年代に生まれていないものですから、まずは当たれと。まずはやってみると。やはりそれが一番先の行政の仕事だと思うんですよね。もうトップセールスして、そして頑張らなきゃしょうがない。

ここで余談の話をしますけれども、泉崎の小林村長ですか、東京まで歩いて泉崎をPRするんだと歩いて歩きましたよね。そのときに、小林村長、テレビの画面に出てインタビューで、こんなに日にちをあけて泉崎村の行政は大丈夫なんですかといったときに、村長は言いました。私の村の職員は、超一流ですと。職員に任せておけば間違いなくやって、仕事はやっていますからと、任せているんだと。あの言葉は、職員にはすごい力になるんじゃないかなと、そのように思いました。

じゃ、何で小林村長はああやって自分一人で東京まで歩いたのか。泉崎は大変予算的に苦しい中で、少しでも泉崎を知ってもらおうということ歩いてるんですね。だから私、前の村長に言いましたよ、雑談で。小林村長は東京に行かなきゃならないけれども、うちの村長は村長室にいたってテレビに映してもらえるものなど。皮肉ったつもりなんですけれどもね、私は。でも喜んでいました。それは余談です。

さて、何を言っていたかわからなくなっちゃった。それで、新聞の記事ではありませんけれども、事前の水位調節をしていなかったんですね、やはり。ですから、いざとなるときに間に合わない状態だということでもあります。村長ご存じのように、村は4つですか、黒森、赤坂、4つのダムありましたね。この4つのダムの何ダムだったっけ、3.11ですか、23年の震災のときにひびが入ったということですよ。これ、ちょっと今回の質問からかけ離れるんですが、選挙中歩いているときに、住民の、また上野原の人らが、あのダムが崩壊しちゃったらどうなるんだっぺという話があったんですね。今回のダムが台風19号にそんなに関係がなかったとしても、どんな状態で位置しているのか、建設課長のほう、わかりますか、わからない。じゃ、後で結

構ですから、村長、村長だつてわからないでしょう、現場に行っていないものね。

(不規則発言あり) じゃなくて。赤坂ダム。あれが崩壊すると、大体人命は大変なことになるといふことなので、ちょっとそれはついでで申しわけないですが、後でお知らせ願いたいと思います。

次は、そういう状態になって避難所ですよ。今回、避難所は幾つ開放したんですかね。何か所開放したか。

○議長(真船正康君) 総務課長。

○参事兼総務課長(真船 貞君) 答えいたします。

今回の台風で避難所の開設しました数、12か所になります。

○議長(真船正康君) 14番大石雪雄君。

○14番(大石雪雄君) 12か所ということなんですが、どの辺をそれ、開放したのかね。ちょっとわからないですか、総務課長でも。

○議長(真船正康君) 総務課長。

○参事兼総務課長(真船 貞君) 答えいたします。

避難所として開設した12か所ですが、まず真名子、上野原、上羽太、羽太小学校、間ノ原、下折口原、段ノ原、下羽太、大平、鶴生、米、追原、この12か所です。

○議長(真船正康君) 14番大石雪雄君。

○14番(大石雪雄君) 今、総務課長の答弁で気がついたところが1つあるんですが、羽太小学校が入っていたと。私の理想とする学校の開放なんですが、何で羽太小学校だけはこうやってあいたのか。

○議長(真船正康君) 総務課長。

○参事兼総務課長(真船 貞君) 答えいたします。

当初、公民館で対応していたところなんですが、真名子地区のほうで公民館のほうに水が押し寄せてきたということで、危険性があるということで急遽羽太小学校のほうを開設しまして、そちらに避難していただいたという形でございます。

○議長(真船正康君) 14番大石雪雄君。

○14番(大石雪雄君) 本当にそれはいいことだ、総務課長。学校を開放するというのはと村長、思います。

それで、私の理想とするところは、やっぱり学校開放が一番いいと思うんです。というのは、水が出た場合に、3階まである校舎もあるし、2階まであるということも、大変好ましいし、集会所は、この辺は小田倉小学校ですとか、この辺は西二中ですと、どんな越してきた人だつてわかるんだよね。ところが今回、上新田集会所が電気もつかない中でありましたけれども、例えば上新田集会所が、私の家が流されると同時にあそこ流されますからね。標高から考えても。そういうのを考えると、例えばですけども、流されるよりは流されないほうがいいんですが、学校だと、例えば体育館で集合していても、学校は階段が随分ありますからね、階段というか階級というんですか。だから、ぜひともそれは今後とも検討するに値するのかなと、そのように思います。

村長も東京は大体新幹線で行くんだと思うんですが、私はお金がないから車で行くんですけれども、バスとかね。すると、道路標識に東京はすごいんですね。避難所がもうすぐにわかるようにできているんですね。マスコミであれだけ騒がれて、避難所がわかりませんなんていうようなことを考える中で、考えられないからね。だから、都会だからできるんだから、田舎だってできるんじゃないかなと。じゃ、平成10年の8.27から、避難所に対する看板は、ここが避難所ですと集会所の表にはあると思うんですが、あるかもしれませんが、道路沿いにはないですよ。人口は増えたと喜んでる割には、まず村民を大事にしていない。そう思うんですが、いかがですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 避難所の場所の指定看板ですね。おっしゃるとおり、わかりやすくすべきだと私も思っておりますし、今後は十分に検討して、しかるべき措置をとりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 村長も実家が多分水浸しになっちゃって、えらい経験今回したみたいですけども、人一倍に私の言っていることも理解できるのかなと思っております。私。また前置きになっちゃいますので、さらに質問を続けたいと思います。

これは、芝原の方からのお話で聞いてくださいということなんですね。台風のさなかにダムが放流するというので、どこに避難したらいいかを役場に電話を入れたそうなんです。そうしたら、返答は、芝原に住んでいる方は一の又の集会所に避難してくださいということだったそうなんですね。言葉をかえれば、ふざけるなど。芝原がダム放流のために災害に遭ったら、一の又集会所はもっと大変じゃないの、誰だって考えますよね、標高を考えた場合に。それを、その発言した電話に出た方を責めるんじゃないくて、やはり、じゃ芝原地域の方は想定ですが川谷の小学校に早目にもう、A1天気予報を見ても大変な水が出そうだから、早目に避難してくださいとやれば、もっと親切味があるのかなと、そのように思うんですが、村長、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おっしゃるとおり、下流に水が流れるのに下流に逃げてくださいというのは、やはり1メートルでも高いところに逃げるのが当たり前で、案内不足はこれは反省し、今後このようにないように、指導を徹底していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） それで、村長、避難する際に、ペットを飼っている方もいるんですよ。ペットって、私も、私的な話をして申しわけないですが、18年くらいまで、何の犬だかわからない種類の犬をかわいがっていたんですよ。平成10年のときも、その犬いたんです。いや、置いていくのはかわいそうだなと思ったんですが、今の家庭の方々は何十万円もするペットを飼っている方もいるんですね。自分だけ避難するのももう心苦しいというんですが、何かいい方法があったら教えていただけないでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

本当にペットは癒されますし、もう家族同様という人もいますので、避難所にはたくさんの方が来ます、難しいかもしれませんが、種類にもよりますけれども、そのことが場所の大きさ、部屋数によって、いろいろ場所によってあるかと思えますけれども、今後もペットを連れてこれられる方についてのどうしたらいいかということを検討していきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 長い時間、防災にかかわりそうな台風19号に対して質問をいたしました。私は、私の考えでありますけれども、村長、消防は水防団も兼ねていると。そこを指示、事務局はどこだと言ったら総務課の防災係だと。もう防災係だけでは、また来年来るかわからないし、そういうことを考えると、危機管理室か危機管理課か設けて、そして避難所の指示板つくったりする課が、それは一つの仕事なんですけど、あってもいいのかなと思うんですね。というのは、先日ですか、私は車に乗っており、テレビを見ると、走りながらテレビを見ると違反ということで、ラジオに切りかえたんですが、そういう関係で、災害が起きそうなところを役場の方が専属にいて、例えば土砂崩れするんじゃないかということを見てくるみたいですね。それでやっているみたいですね。

ですから、やはりまず消防でいう生命、財産、身体、村でいう村民の生活、福祉の向上をさせるためには、危機対策をしっかりしなきゃならないと。まして、役場も今後災害拠点として進んでいくんだという反面、北朝鮮だっていつまた暴れ出すかわからない。俺は北朝鮮がおとなしい間に防空壕でも掘ったらいんじゃないのと言ったことがあるんですけども、そういうことから考えても、全体的な全体的な危機管理課ということで、仮称でありますけれども、検討してはいかがでしょうか。

ということで、村長、質問を終わります、この点は。答弁はいいか。

大変しつこいですが、教育について。3点ほどお伺いいたします。

教育長は、就任4年目になるが、子どもたちに何を残してやりたいのか、第1点目にお伺いします。

○議長（真船正康君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 14番大石雪雄議員の一般質問にお答えいたします。

私も平成27年11月1日にこの職につかせていただき、今お話があったとおり、4年を迎えました。新教育委員会制度になって、教育長の任期は1期3年ということですので、私の任期は今2期目に入っておりまして、残すところもう約1年10か月であります。

その間、本当に皆さんのいろいろなご助言、ご支援で何とか務めてきたところであります。いろいろ教育的な課題がある中で何ができたかということ、大変自分としてもなかなかやってこれなかったことのほうが多いかなと思っておりますが、今も申し上げたとおり、2期目の残りは約あと1年10か月でありますので、今のご質問の子ど

もたちに何を残してやりたいかということのお答えとして、何も残せないのではないかと思います、私としては、やっぱり子どもだけではなくて村民のよりよい自己実現、自分がいろいろなことに向かって努力し、成長していくための環境づくりをしていかなければならないと思っております。

環境につきましては、これまでも昨日の上田議員の質問の中でも環境の話がありまして、大きく言えば地球環境からいろいろな環境がありますが、よりよい環境を残していきたいということに関しましては、私ができる範囲というのは限られております。ただ、教育委員会で担っているものに関しましては、やはり学校教育の環境と、それから社会教育、生涯学習の環境、保護者の家庭環境も当然子どもに大きな影響を与えるわけですが、家庭環境につきましては、働きかけをすることをしておりますが、やっぱり形として残すということはなかなか難しいかなと思っております。

このご質問に対して、何が残せるかということについてのお答えとしては、なかなか難しいんですが、やっぱり私としては、学校教育に関してはその環境を子どものよりよい成長のために役立つような環境づくりを行っていければと思っております。具体的には、環境といいますと、物的環境、それから人的環境、それから金銭的といいますか、予算的な面もありますけれども、私として、スタッフの力をかりて、学校の先生方もそうですが、行っていつているのは、先生方が授業力をつける、学級経営力をつける、子どもたちとのかかわりをよりよくできるような教師としての資質を向上してもらいたい、そういうことでの取り組み。また、環境としましては、これも私がやったわけではありませんけれども、学校のトイレ改修をさせていただいてきました。トイレ環境は、ある人のお話ですと、かなり重要な位置を占めているということでありましたので、そんなこともやったかなと思っておりますが、それが残せたものかどうかということは、ちょっと私として判断するというよりは、多くの人にそういうことについて評価していただくものだと思っております。

あと、生涯学習それから社会教育関係につきましては、生涯学習課を中心に大変いろいろな施策に取り組んでいただいておりますので、教育行政の評価などでも大変いい評価をいただいておりますので、今後もそういうスタッフのみんなとアイデア等出し合って、よりよい環境を残せるように努めてまいりたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

14番大石雪雄君の一般質問を許します。14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ただいま休憩前に教育長から大変いろいろな答弁がありました。

私も議員生活が長いものですから、教育長は現在の教育長で5人目、村長は今の村長で4人目ということで、皆さんそれぞれカラーのある長なんだと、そのように思っております。いろいろ教育長のほうからスクラップ・アンド・ビルドを一つの目標に現在に至っているんだなということを承知しているし、承知いたしました。

ちょっと角度を変えるんですが、今回、白河市の方々の音頭で実業の農業科が廃止になるということなんですが、廃止というか、棚倉の修明高校のほうに行くんだということで、教育長もその辺ご存じなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 県教委の高校改革の内容として承知しております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） その内容を周知したのは、今年度の何月なのか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（真船正康君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 詳しく正確には覚えていませんが、新聞等でも話題になりましたし、あと教育長の集まりの中で高校改革の中身については（不規則発言あり）ちょっとそこ、何月というのはちょっと覚えておりませんので、申しわけありません。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 現在も実業の農業科に行っている方もたくさんいるし、歴史のある白河実業までに至る間に、あの学校の歴史を振り返ったら、白河農業高等学校なんですよ、そもそもが。農業を拠点にしてできた学校なんです。それ、日にちはっきりしてください。

○議長（真船正康君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 会議はありません。私はその情報を得たということでありませぬ。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 何か知らせがあったと最初言ったような気がするんだけど、情報をどこから、マスコミから得ただけなんですか。

○議長（真船正康君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 県の教育委員会のほうの情報としても、それは来ております。

（不規則発言あり）それはいつ、正確なところはちょっと覚えていません（不規則発言あり）いや、そのきちんとした情報として何か来たということではありません。いや、違います、それは違いますが、そうですね、何月ごろ。結局高校の改革について県教委が進めている中身についての情報提供ということなので、そういうことの流れがはっきりしてきた段階でということだと思います。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） なぜ私とその日にちを重要視するかというと、13番の後藤議員が高校をつくったらどうだと、村に、そういう質問が出ているんですよ。だから、9月前か後かだけわかればいいんですが。

○議長（真船正康君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ちょっと記憶が曖昧なので、9月前は、今はちょっと思い出せません。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 学教課長、そういうやつは文書で来るんでしょう。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

私らのほうには、文書としては来ていないと思っております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） そういう重要なものが文書もなく、お茶飲み話みたいな形で来て、これ学教課長を責めているわけじゃないから、そんなに真剣な顔で聞かないでください。文書を持ってこなくて、そんな会合ってあるんですかね。

村長にお伺いします。

この前、そっち関係の方が一緒にお話ししたら、村長に7月にはその文書を持っていってもらっているというんですが、村長は記憶ございますか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

その件に関しては、公式的には私のところには来ていません。間違いありません。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 何かキツネにだまされているんだか、タヌキにだまされているんだかわからないんだけど、市長、村長さん方にお集まりをいただいて、そして文書でこういうことで学校が来ると聞いてますからということで村長には言っているということなんです。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大変失礼しました。役場には来ていないんですけども、町村会議の中でお話がありました。大変申しわけありません。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） まあ教育委員会の話だから余談として聞いていただきたいんですが、村の一番悪いのは、議会全体での全員協議会もあるんですが、文教厚生常任委員会があるから、村長のほうから議長に申し出て、一つの方策もあるのかなという感じもするんです。まだこれ村長に質問しているわけじゃないから、今後いろんな方法をとってもらえると、各委員会に落とすというくらいのは、したほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

教育長、それ思い出せないですか。私は、教育長を責めるんじゃなくて、村長は7月にそういう会議で話があった。だから、今後そういうふうにしてくださいよという感じで話をしましたが、私は、議員が高校を西郷につくれと、つくったほうがいいんじゃないかという質問が9月にされているんですね。その以前に、実業の農業科が教育長のほうに伝わっていたならば、もうちょっと答弁の仕方もあるだろうし、考慮の仕方もあるし、いろんな意味で、私も文教厚生委員ですが、落としてもらえれば、

検討に値したのかなと、そのように思うから、日にちをはっきりしてくださいということでお伺いいたしました。まあ、記憶にございませんでは、記憶にないんだから記憶にないわね。

次にですが、何をやれとかかにをやれとか、そういうことを教育長に申し上げるわけではなくて、やはり、自分が上から押されるんじゃないで、考えていることがあれば、やはりどんどん行事の一つとして入れていくべきかなと、そのように思います。

参考までの話になりますけれども、5人の教育長に囲まれて、従われてやってきております。そんな関係で、佐々木四郎教育長がおりました。佐々木教育長は、村民憲章を表に出しました。ですが、その後の教育長は、その村民憲章に対するものに対してのPRもなく、挨拶を、何とかの7カ条だか8カ条ばかりが行っていると。村民憲章って何のためにあるんだと。本当に教育委員会が先頭になって村民憲章をうたっていない限りは、村に村民憲章があるなんて知らない人がいっぱいいるんじゃないかと。だから、歴代の教育長の継承をつないでいくのも教育長の一つの仕事であって、何もこの時世、企業も大変な時代に入っているという中で、何しろかにしろは、私は言うつもりもないし、そんな言える段階でもない。

ですから、佐々木四郎教育長は、子ども議会もやりました。私は、子ども議会は政治に関心を持つ子どもたちを育てるとともに、選挙にも関心を持っていただけるんじゃないかなという意味では、確かな手応えを感じております。健全育成村民会議をつくった方もその方でした。私は、私の子どものときの小学校の隣の先生で、かわいがられたせいもあるかもしれませんが、ともに手を携えたという感じでおります。

ですから、歴代の教育長をどうのこうの言っても始まりませんから、教育長は教育長のカラーを出して、継承できるものは継承しただけでもいいでしょう。ぜひとも今後とも3年間頑張ってやっていただきたいなど、そのように思っております。

教育次長制度もあって、次長も教育長と頑張ってきた歴史もあります。そういうことで、この件については教育長の判断を待つだけであって、今後とも職に努めていただければいいなど、そのように思っております。

次に、学校に対しての先生の定数減についてであります。

この前、聞き取りで学校教育課課長補佐と教育指導主事が私の家に参りました。1時間半くらい話しましたかね。あらゆる話をしました。まず本当に何を言っているかわからないくらい、これからの学校どうなるんだっぺ、何か国レベルで何か日本は劣っている、そんな話どころじゃないべと私は思っております。

学校に学校の先生がいないんですよ。まあ校長先生が補って、何とか学校経営されているでしょうが、こんな時代あったんですかね。教育長、どうですか。

○議長（真船正康君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 前回もいろいろご心配いただいたところですが、配置された教員が年度途中でいろんな事情で欠員になるということは、起きることではありますが、欠員に対してはしっかりとその後、補充をしてもらうということは当然です。ただ、前回もお答えしましたけれども、県教委としても、人がいないのでこれは本当にもう

どうしようもないという状況でありまして、これは福島県だけではないようで、ニュースなどを見ると、他の県とか、もう大変教職員を確保するのに苦労していると、そういう時代に今あるのかなというふうな、そういうふうに思っております。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 教育長、私はほかの県なんて関係ないんです。関係ないと言ったらこれは問題視になるかもしれませんが、村はどうなんだということなんです。中学校の校長先生が6月から社会科の勉強を教えているんです。来年度は受験の子どもらを迎えるんです。そういうときに、校長先生の役割というものは、仕事も大になると思うんですね。

まして、近々国のほうから働き方改革に対して教育関係に通知するという話も聞いている中で、先生を教育事務所なりなんかに、教育長は行っているんですかね、何回か。何回も行っているんですか、それとも。早くしろ、早くしろって、聞かないですかね。

○議長（真船正康君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） これは県のほうで配置するものですから、もう何度もこれは早くお願いするという事で申し上げておりますし、機会あるたびに言いますが、結局、県南教育事務所としても、本当にそういうふうに言われてもいないので、私も何度言っても、結局はいないものはこれどうしようもありませんし、私の力でもこれはもうどうしようもない問題だということで、今現状、それがいいわけでは当然ありませんが、現状としてそういう現状があるということなので、これはもう、何を言われてもどうしようもない状況であります。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 長はいろいろな考え方があると思います。私、余談になりますけれども、時間もありません。

学校の通学路、大平の公園の中に、今公園になっていますけれども、通学路、何とかありませんかと言ったら、係が1億円かかるから、ちょっと村長にお願いしてみたらいいんじゃないのと話しました。村長のほうへ行って、村長は通学路、水びちゃびちゃになって子どもらが学校に行くのにかわいそうなんだけれども、何とかならないか、村長と、職員が1億の仕事はできないと言うんだけれどもと話したら、じゃわかったと、俺、補助見つけてくる。あらゆるところにトップセールスして、そして見つけてきているんですね。

人的なこととハードなことでは随分違うと思いますけれども、県で見つからなかったら、教育長、あと見つける方法ないんですかね。

○議長（真船正康君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 県でもいろんな手を尽くして、後補充の先生を今探していると思います。私が心当たりのところもいろいろ聞いたりはしましたけれども、結局はやっぱりだめで、いませんでした。現状はやっぱりそういう現状だということで、本当に現場では大変ご苦労をかけますが、これ以上、今のところちょっと打つ手がない状

況であります。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 教育長の言うとおりで私も思っております。というのは、生涯学習課に先生経験者が3人いるんですね。それで、私も先生ってどういう立場にいる人だかわからないから、先生があればね、中学校の校長先生が授業を教えるんじゃないかと、先生行って教えてやったらいいばい、得意の言葉で言ったんですが、免許が必要なんだよね、免許があれば行くんだけどね、そういう話でした。

それで、最近年齢が行ってくると、免許講習を受けなくて先生の免許を流しちゃう人が一番いるんですってね。だから、そういう観点からいくと、私も理解はしているんですが、教育長に動いてもらわない限りは、私らが県南教育事務所に行って早く先生向けろなんて言ったって、これは、おまえ、何考えているんだになっちゃいますからね。教育長、ゼロから発信してもう一度、だめなものはだめじゃなくて、だめなものをだめじゃなくするくらいの考えで、ふざけるんじゃないぞと、一番悪いのは、学校週5日にしたあんたらが悪いんだっぺと。週5日制にしたことによって詰め込みになって、週5日制になる前の授業を今授業させているから、先生に無理きているだっぺと、教育長、そう言ってやってください。

ということで、次に入ります。部活についてであります。

先生が足りないから、部活を2人ずつ張りつけたらば、とにかく部活がなくなるというのは当たり前なんだろうと思うんですが、これも、私も古い人間でありますから、昔の話をしますが、西郷村のテニス王国がどこからできたんだと。多分、知らない人いっぱいいると思うんですね。西郷二中で剣道を教えた先生が、西一中に転勤になって、定年を迎え、一中付けのテニスのコーチとして村が迎えた。議会でとやかく言われようが何しようが、自分が車の免許証がなくてもバイクで毎回一中の子どもらにテニスを朝晩教えた。いまだに90過ぎて健在の先生であります。当時の村長は偉かったと思うんですね。本当に村の誇れる一つだと思うんです。議員から何をとやかく言われようと、何で一中のためにだけテニスの先生入れるんだと、テニスの顧問を入れるんだと言われたって、堂々と何年間もやっているんだから。それが、やはり村長にしかできない仕事であり、教育長にしかできない仕事なのかも、私はそういうふう感じているわけあります。

変なところに、アメリカ研修に1,000万円も何千万円も使うんだったら、二中にどんと指導者の先生入れたらいいんじゃないですか。いればね。さらに、一中に指導者の先生入れたらいいんじゃないですか。アメリカ研修よりははるかに役に立つと思うんですが。サッカーにしろなくなる、何にしろなくなる、なくなって当たり前。あとは、金のある人はそういうサークルに入れろというのが前回の答弁だったような気がするんです。やはり、行政でできる範囲内で、歴史を見ながら、教育の歴史はどうなっているんだ、その辺を見ながらやっていくのが一つかなと思うんですが。答弁、難しいでしょうが、でも1回ぐらい答弁もらわなきゃいけないですね。

○議長（真船正康君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 部活に関しましても、以前もまたご質問していただいております。部活についても、いろいろやっぱり学校の事情もあって、なかなか大石議員のおっしゃるような多様な部活動を用意することができない現状があると思います。前回の答弁では、お金のあるということではなくて、今後の流れとして、やはり子どもたちの運動環境、部活動で取り組んでいる中身については、今後はやはり地域で総合型スポーツクラブなり、そういうものとの連携の中で子どもたちのそういう自己実現が図れる場ができていくことが、やっぱり今後の流れとしては考えられるのかと思っております。ただ、やっぱり部活動自身、大変重要な役目も果たしていますので、学校の事情をいろいろ聞きながら、部活動についても充実した活動を今していただいておりますが、今後もそういうことで対応を工夫しながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 来年度また新しい子どもらが中学校に入ってくるんですけども、本当に中学校って部活ないんだねという話をしている子どももいます。小学校で特設で陸上部やったって、お金出してサッカーのクラブに入っていたって、中学校に行ったら、ない。そういう形のまま、質問したって何の変化もないから、もう一回質問するんですよ、これ。中学校はそれなりに動いています。私も知っています。一生懸命やってやろうという形が見えてきています。ですが、村としてもっとしっかりした、野球の選手だって、プロ野球に入った選手2人も3人もいる中で、村で何の計画も立てないような村ってどこにあるんですか。村を挙げて後援会やるんじゃない、何するわけじゃない。やはりそういう人を見せて、そして次の後継者を育てていくという気持ちが私は教育に一番必要だと思います。

ある野球選手が、大変レクサスのいい車に乗っているんですよ。すごいねと俺言ったら、プロ野球選手はこういうのに乗っているんだぞと見せると、プロ野球選手になろうという子どもも出てくるんだ、だから、私はない金ででもこういう車に乗っているんだということを申し上げて、5分前なので終わりたいと思います。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、13番後藤功君の一般質問を許します。13番後藤功君。

◇ 13番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について

○ 13番（後藤 功君） 13番、一般質問をします。

午前中、私の持ち時間はわずか10分ぐらいなんですけど、ちょっと中途半端という感じもしますが、議会運営上、仕方ありません。私の質問に挙げました村長の政治姿勢ということで、毎回同じような標題で質問しております。その中で、今回は、いわゆる昨日あるいは同僚議員の中から私と似たような、そういう問題で質問を聞いております。私も同じような質問になっちゃいますが、重複はするんですが、私なりの観点で申し上げたいと思います。

いわゆる西郷村の問題、抱えている問題、これは、西郷村だけの問題じゃない。と、いいますと、今、日本は少子高齢化への時代だと。増田寛也岩手県知事、元の総務省大臣、やっておられました。その方が、日本は近い将来、10年20年先、あるいは50年先のそういう長きスパンによってどういった姿になるか。国のあり方。そうすると、日本人は今1億二千数百万人いる。ところが、20年、50年後には8,000万人になっちゃうんだと、そういうことを、これはもう統計的にこれからシミュレーションするとそういうことになるそうです。

我々も身近な問題で、本当に西郷村、一見人口が増えて、交流しているように見えるんです。しかしながら、実態はどうだと。住宅地、私の近所、あるいは西郷村全体、それは西郷村だけじゃない、いろんな日本全体の津々浦々、都会であろうが田舎であろうが山奥であろうが、本当にああ人口が減っているんだと、人影が見られない、そういう現状の中、行政はどうなんだと。旧態依然の行政であってはならないと。このように思いますね。

増田寛也さんも、そういう従来の延長線上の行政であってはならない。これは、あの方一人が言っているわけではない。各界の識者は皆そういうことを言っています。また、経済界にあっても、そういう人口減少時代にあって、会社はどうあるべきだと、将来にわたってはどうかと、そういう危機感のもとに運営をしているわけです。

西郷村の地方自治体としてのそういった現状を鑑みますれば、これはおのずと、やはり行政の手法というものを考えていかなきゃならないのではないかと。そういうことを踏まえて、いわゆる村長が拠点整備とかいろいろ、過去そういうビジョンを打ち上げておりますが、しかしながら、そういう人口減少社会あるいは経済縮小がそういう問題になっていることで、果たしてどれだけの目配りをした、現状を把握した、将来にわたって金の使い方が無駄にならないようにと、そういうことを踏まえてやっているのかどうか。まずその点について、いろいろビジョンなりそういうものを聞いてはおりますが、しかしながら、村長自身が何か話を聞いていると、個々の問題について何か前と言ったことが違うんじゃないか。今度は、場当たりのですよね。今度は別なところでこれをつくるんだとか、それはそれで何もそこに整合性がない。あるいは別な合理的な余地があるならば、私もそれは決して否定するものではないですが、しかしながら、答弁を、また全員協議会なり同僚議員のいろいろこの問題について質

問したその内容を聞いてみると、非常に何か変わっているなど。変わる理由がどうもはっきりしないです。これは、やはり村長のこういう問題に対するビジョンが欠けているんじゃないかと。ただ、周りの諮問会議なり、そういう有識者というか、そういう議論に乗った、それだけで終わっているんじゃないか。

私は、やはりいろいろ言われています。議会議員、あるいは広範な意見を聞けど。みんな、何でもかんでも聞く必要はないと。しかし、やはり、じゃ西郷村の諮問会議なり、そういう有識者がどれだけの、甚だ失礼ですが、私は識見を持っているのか、知見を持っている人なのかと。ただ、役職上いろんな、農業代表、あるいは学識経験者と言われる大学教授、あるいは銀行さんの頭取、支店長だとか、いろんなただそういうことを網羅して、そういった人達の意見で、それがあたかも全体の総意だと。私は違うと思うんですね。

これは、話を国に戻しますと、小泉内閣のとき、経済財政諮問会議というのがございました。それは、竹中平蔵教授、慶大の教授ね、それを中心としたいろいろ各界の小泉内閣のやはりお友達的な、そういう人達が、国会議員を差し置いて経済財政諮問会議が全てを決めていったと。これは当時大いに批判があったんです。西郷村も、そういうことで轍を踏んでいるんじゃないか。一体、議会議員としての我々のあれは、ただ執行部が提示したその賛否だけを決めていいのかと。私は、そういうことにはならないと思うんですね。

ですから、どうもそういった傾向があるんじゃないかと。そのあたりについて、村長の基本的な考え方をまずお聞かせください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに今は人口減少、一番各自治体が抱えている問題はもうここに尽きると思います。それと、今やらなきゃならないのは、防災・減災、大きなテーマは、私、その2つかと、思って行政を担っていきたいという考えをしております。

村においても若干人口は伸びていますけれども、ほかの他市町村からの流入であって、県南あるいは県全体が伸びているわけではありませんので、その辺はしっかり頭に入れながら、やっていかなきゃならないという考えをしております。

そういった意味で、サステイナブル、持続可能な村づくりを描いておまして、先ほど場当たりの話もありましたけれども、私なりに慎重に考えながら、議員の全員協議会の意見なんかも聞きまして、あるいは諮問会議とか各種委員会の意見を聞きながら、最終的には私が判断することでありまして、何も全てがそういう方式ではないということを御認識いただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 今、答弁いただきましたが、私の村長職に対する過大な期待が大き過ぎるんだかもしれないね。そうすると、やっぱりいろんなハードルが高くて、何もかも過不足なく行政をやっていく、そういうふうに見られますが、私は決してそういうことではないんです。人間、得手不得手、得意な分野もあるし、全知全能の神

でもないです。私自身も全くそのとおりなんです。

しかし、やはり西郷村、2万人を超える、そういう代表者として、また我々がこの地であって、ここに永住する、ついの住みか、あるいはついの居住する地域と選んだからには、少しでも条件のいい住みやすい村、そういうある意味で矛盾のないいろんな制度、そして政治においては、行政もそうです、公正公平なそういう政策のもとに、我々が暮らしていければいいなど、そういう基本的な考えで私は論じるわけですが、村長なりにそれは一生懸命やっているということは認めます。しかし、足らざるものもたくさん、私から言わせるとあると。その50年100年、あるいはもっと短ければ10年20年のこういう今回の拠点整備のプロジェクトはいかにあるべきかと。これは説明もいただきました、資料もいただいております。その中で、やはり少し、もう少し、これだけのプロジェクトであるならば、もっと時間をかけながら、もう今議会で82号議案でいろいろ採決しなきゃならないと。なぜそこまで拙速にするのかと。これいろいろ話を聞けば、いわゆる医療機関も、病院の個人的ないろいろなスケジュール上、そういうふうになっておるんだと。

しかし、これはあくまでも相手方のスケジュールであって、村のスケジュールとしては十分な議論、あるいはさまざまな皆さんの意見を集約して、時間が足りないんじゃないのということなんです。そこに、物事は焦れば焦るほど、結果的に拙速した、そういううまくない結果を産むんですよ。相手が一つの要するにそういう村がぜひとも来てほしい、そういう場合、一つの弱みとなって、そこにつけ込んだ、そういう結果になりかねない。私はそういうことを危惧している。その点、今回の82号議案の中に示された議案内容なども、非常に私は拙速だと。もう少し選択肢がないのかと、いろいろ。全員協議会でもいろんな面で各議員さんが、いろいろな意見ありましたね。そういうことをなぜ今議会で、そういうにもかかわらず議会を無視したようなことでやるのかと。この辺がどうも私は腑に落ちないということだと。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

13番後藤功君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

小児科について、拙速ではないか、あるいは相手の言いなりになっていないかというお話でありましたけれども、私、冒頭に申し上げましたように、今、人口減少をどうするかということが喫緊の課題、これは自治体が抱える問題ということでお話しさせていただきました。

そして、少子高齢化、そういう中で、将来の医師不足は全国的にも大きな問題となっており、村としてもぜひとも拠点づくりの中に医療に関する機能を持たせたい、また村民からのそういう要望もあります。大変重要な要素であると考えております。このことについては、村だけの計画ではなく、相手方がいるものですから、そういうことにおいて千載一遇のチャンス、これを捉えなきゃならないという考え、そして、先生も早く開院、開院することは子どもたち、地元にとっても大変いいことであり、拙速ではないという判断をしております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 今、千載一遇のチャンス、拙速でないと、そういう見方も、これはあるのはわかります。これは千載一遇のチャンス、そういう考え方からいくと、要はちょっと村長の考え方、私はそれは物事の捉え方、どうしてもそういう千載一遇という考えからすれば、それは何でももう相手側のペースというか、これは何も事の本質は小児科医あるいは医療の問題がそういう需要が多い、あるいは住民のそういうものをとにかく充実だと、これは私も選挙のたびにそういうのは訴えています。全くそれは同じなんですが、一つは要はその手法を、行政運営、それからいかに全体的な西郷村におけるそういったいろいろな施設のレイアウト、そういった観点から見ると、いろいろな議員さんの意見もあるとおりで、そこがどこでも好きなところを選んでくださいというようなことになったら、これはやはり、じゃそういう医療機関だけが特別な何かあれなのかと。何としてもそういう今の社会情勢から見て、これは千載一遇という、そういうことから見れば、それはそうかもしれないけれども、私は別な、何も要はある意味病院じゃなくて一般の全ての産業界において、これは自分で探すんですよ、みんな。

西郷村にいわゆる医療空白区だと、じゃどこがよかろうと。いろんなことで、不動産屋とかいろんな情報をもとに探すわけですよ。そういうことは当然の一つの経費というか、そういうものでみんな苦労しながらやっているわけ。ところが、今直面している問題は、そういうことじゃなくて、たまたまそういう、これは外の情報によってそういう話でなってきたんだらうけれども。じゃ、医療だけが一つのあれだからというふうな、悪くしたらきりがありませんが、私はもう少し時間が、我々にもっと別な対案というのでも聞いたらどうなんだということ。いや、そこじゃなくてもっと違う場所にあるんじゃないかとか、その時間的な余裕が足りない。それは、進出した医療側では来年の秋までに何としても開院したいと。そこばかりが強調されて、我々が、判断を下す側は、それだけが時間とかいろいろそういう、二、三年前から聞いている話なら別ですが、つい最近でしょう、これ。いきなり今度はこれを理解してくれと、そしてもう議決してくれと。これではやっぱり西郷村のどうあるべきかという、そういう大きなプロジェクト、そういうことから考えたら、もっと拙速じゃないのと言っている。

適当に、来るというんだからどうでもいいかっぺと、そういう考えに立てば、これは極めて簡単なんです、私はそうはいかない。いくら医療機関であっても、これは

そういう位置づけするのはどうなんだと。基本的なことは、それは理解しますが、だからいきなりぽつんとここを私がやりたいんだと。だから、ほかの事業の人にはどうなんだと。何もないでしょう。以前私は2代前の村長が今直売所、まるごと西郷の銀行さんの前のほうに。西郷でそば屋、追原そばをあそこに持ってくるという話だな。そのときも議決寸前に私は、ぶっ壊し屋だなんて言われたんだけど、ちょっと疑義があって、当然その6,000万円の予算であそこへそば屋をつくってやるんだと、そういう事業計画がはっきりしないものに何で今すぐそういうあれなんだということ、当時の村長はちょっと考えるあれがあるというので引っ込みました。そういう経緯もあるんです。

だから、それが我々が、執行部がいろんな理由、もし提示されたいろんな理由、それを何ら精査することなく、物わかりいいように、ああそう、いや、いいことだといったら、これは後で大した影響はないでしょうけれども、マイナスの、しかし、過去にいろんなことがありました。そういう中で、また十分そういう審議した、あるいはそういう案をもんだ形跡もない、そういうことで果たしてどうなのかと。

これ、私、今小児科の問題という例を挙げましたが、そのほかにもありますね。じゃ、給食センターはどうなんだ、防災施設はどうなんだと、そういうことが言われている。しかし、そのことに対して村長は、狼山が空いているからとか、その前には、いろんな工作をしているわけですよ、私から見れば。そこに一つのちゃんとした、きちっとしたコンセプトのもとにそのプロジェクトを仕上げるんだと、そういう、どうもある意味でずさんというか。だからそれなりに考えているんでしょうけれども、これはもう少し、そして議会の皆さんにも全然そういったことで各地の、日本全国の自治体で進めている事例、こういうところで成功しているところは、いろんな視察研修がもう足りないということはいっぱいあるわけです。私も以前言ったことがあるけれども、そういう作業も全然やっていない。ただ、一部のそういう取り巻きの連中の意見ばかり聞いて、もう結果的にそうですよ。その辺がずさんじゃないのと私は言っている。もう少し時間をかけて、一つのそういう一大プロジェクトを仕上げるんなら、もっといろんな幅広い見地から検討してはどうかと。役場庁舎しかり、全部そうですよ。

高橋村長、あと来年選挙じゃないよな。あと3年あっぺ。あと何期やるんだかわからないけれども。だからそういうスパンの中で、一医療機関の来年開業したから間に合わせるとか、そういう論法は、私は議会としては受け入れられない。その前段として、いろいろ我々に資するそういう視察なり、納得のいく、いや見たからってそれがすぐどうこうとか結びつかないけれども、一つの選択肢。よりよいものをつくるには、それだけのやはりコストもかけたり、勉強させる場、そういうものを設けなきゃならないでしょう。職員もしかりですよ。そういうものがおろそかになっているんじゃないのかと。その辺、どうですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに唐突な私の議会に対する説明で、本当に申しわけなかったと思います。それもこれも、私が2月4日に経済界の話があって、そういうお話があって、2月5日から土地を探しまして、いきなりここではなかったんですね。あちこち土地を物色しまして、どうですかという中で、8月10日にたまたま拠点づくりのここということをお話ししたならば、ここがいいですというお話でありました。対案を示すとかいろいろありましたけれども、今回だけは本当に時間的な余裕がなく、唐突であるということはおわび申し上げたいと思います。

庁舎関係につきましては、議会の皆様、今回特別委員会の後に庁舎のことについてもご説明申し上げて、職員も当然ながら視察しながらいいものをつくっていききたいという、これについてはしっかりやっていきたいという考えをしております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） この問題、これはきりがいいんだけど、私が申し上げているのは、行政運営として、先ほどの前段の話に戻りますが、少子高齢化の時代だと。税収も増えない。賃金が上がらないから当然ですよ。経済活動も西郷村は現在活発なのかと。歴代村長2代、高橋村長3代で二十何年、ただの一社の企業も誘致していないと。そういう現実の中で、役場庁舎、拠点整備だ何だ、これ金を使うことばかりでしょう。全部そうだ。総合運動公園にしろ、税収に見合ったことを全然やっていない。出すほうばかり。大変ですよ、これ。裏づけがないんですよ。

政治に求めるのは、いかに税収を増やして、消費を増やして、そのもととなる企業誘致なりいろんな事業を、経済活動を活発にして税収を上げる。固定資産税を上げる。生産性の低い農業、ただ補助金で一部の農家だけが高所得を得て、あとの8割9割の農家はどうか。みんな壊滅でしょう。そのおかげでみんな、それに付随する農機具屋もみんな倒産ですよ。果たして日本の農業はそれでいいのかと。ただ単に補助金に頼って、そしてばらまいて、トラクター1,000万円のが500万円で補助金受けて、一部の人だけが潤っている。あとの大多数の農家はみんな、総潰れ。そういった中で、野放図な今の経済状況を見捨てたこれが果たして許されるのか。

話がいろいろ飛びますが、運動公園にばかり、そうですよ。何十億円のプロジェクトを果たして西郷村のこの少子高齢化で子どもが何人いるんだと。病院にも行けない年寄りがデマンドタクシーだなんて、わざわざ運動公園に連れていくのかと。そういう全く現実の経済を見捨てたことが平然と行われようとしているんですよ。なぜならば、それは皆さんの国民の税金だからですよ。自分の腹を痛めない。ただ使っていればいいと。稼ぐほうは全然やっていないですよ。この何十年間、全然やっていません。過去の遺産によって今西郷村は成り立っているんですよ。そういう現実を考えたら、私は、これはやっぱりいろいろ言わなきゃならない。

それは、戻しますが、医療機関だってばかり。ただ、相手側のそういうことで、いやこれは逃したら大変。こちらの西郷村の立場が理解できない人は、それは来なくて結構だぐらいのそういうことでやらないと、これは対等じゃないですから。だから、もう少し時間をおいて最善の方法が考えられないかと、私はそれを言いたいです。

この問題に限ってね。

いろいろありますが、その辺をもう少し村長は、西郷村の経済をどういうふうアップさせるのかと、そういう手だてが全然見えないんです。何回も私はこの議会でそういったことに、ばかの一つ覚えのように言っているけれども、しかしながら、基本的なことは人間がこれ営むことには、まず経済なんですよ。それでみんな四苦八苦して大変だ。経済というものがいかに大事であるか。弱者を救えと云って、金がなければ救えないですよ、これ。弱者の要望、ああ生活保護を受けて大変です、デマンド交通頼みます、医者ただにしてください。老人医療費、75歳以上2割になるから大反対だ。みんな、自分が出さないからそういうことを言っているんだ。しかし、政治がそうです。そんなことをどんどんまともに聞いちゃったら、その原資は誰が出しているんだと。誰が出すよりも、その原資を生み出さないでしょう、今の西郷村は。

だから、県内で西郷村は大したもの、これは地政学的にも最高な場所だと、それを西郷村長は全然生かしていないんです。私は、誰が、高橋村長であろうが、佐藤村長であろうが、名前が気に入らないから、そういうことで反対しているわけではない。そういうビジョンをきちっと提示して、その考え方に賛成できれば、どんどんそれは賛同するんです。どうもその辺が足りないんじゃないか。そういうことですが、そういう点、どうですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

確かに人口減少すれば税収不足、これはおっしゃるとおりであります。企業誘致、私も公約の一つには、企業誘致によって税収アップということは訴えてきました。これからもそういう方針は変わりはありません。ただ、1つ言えることは、労働力不足というのが背景にあるということをお話ししたいと思います。また、税収、企業もそうですけれども、税収アップについては、経済活動と言われましたけれども、魅力をアップすること、例えば今回小児科。小児科が来ることによって心療内科も来てもいいというお話あります。そういう連鎖もあります、プラス方向で。そういうこと、企業もさることながら、人口が増えていただければ、住民税、固定資産等の税収も確保していけるという考えもしております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 今、心療内科も来るような話。あと何かこの前のあれだと整形外科もどうのこうのと。そうすると、今の小児科さんが来るという要するに用地は、少ないでしょう。いわゆるクリニックが2つ3つ来る。それはそれで相乗効果があって非常にいいと思うんです。それに合った、これ以外の土地を探して、手当てしたらどうなんですか。なかったら私、教えてあげます。

だから、いろんなそういう、もし今二千何百平米ですか、今度のクリニックの場合。そうすると、それだけでは、じゃあとの例えば心療内科もどこに来るんだと。だから、私が言いたいのは、それはそうであっても、もう少し伸びしろのある、ここは医療タウンにしたいと。この村の中心地がこういうわけだと、そういう私は土地の手当ても

わかるんです。だから言うの。それは教えてあげますよと言っている。親切でしょう。そう言いながらも、私はそう思う。ですから、これはもちろん医療の充実ということは、私は本当はいいことだと思います。ただし、それにしても、やはりそういうキャパにおいてどうなのかなと。そして、別な議員さんから言わせると、せつかく見通しのいい、なのにその病院が来ることによって一つの交通の妨害になるのではないかと。実際わからないですけれども、つくってみなきゃ。しかし、それも一つの要因もある。

ですから、私は、もう少しそれはそれとしてもう一回考えたらどうですかということ。我々の意見として。これ、ロシアのプーチンとか中国の習近平なら全然難しくないんです。反対したら殺しちゃえばいいんだから。私は真っ先に首取られちゃう。独裁政治。北朝鮮の委員長だとか。とにかく、そういう体制じゃない限り、民主主義では、やっぱり議会の皆さんが同意を得て、そして決めるわけです。だから、そういう意味で、私はもっと時間をかけるといったって、3年も5年もじゃないんです。もう少しみんなの意見、それから私が申し上げた、そういうのもあるのなら、私は教えてあげますと。それで事がならなかったら、また原点に振り戻っていく。私、そういうことがわかるから、これを申し上げている。

人口減少ということなんですが、それで、私は監査委員をやっております、いろいろ内容をわかっているつもりです。全部とは言いませんが、報告書を出しました、私たち。今はその任に当たっていませんから、首になっちゃった。空席があるから、私は別な人にぜひ経験してもらいたいと思います。それで、私が代表と意見書を出していますね。そういう、ここで改めてあれなんですが、歳入予算の使用料等についてということで精査した。今後の方向性を見きわめる上でも、曖昧な単価改定では曖昧な方向しかない、これ歳入歳出のね。また、受益者負担という観点を持つべきである。公共であるからといって安易に安価な単価料金を、これは要はちゃぽランドのことを言っているんです。100円の入湯税で何で商売が成り立つんだと。屋内プールもそうですよ。そういうものを放っておいて、西郷村の経済がどうのこうのと、云々というのはおかしいですよ。片方は底の抜けたたるをどんどん水をぶっ込んだって、垂れ流しでしょう、これ。あとざる。そういうものを何で放っておくのと。

しかし、これ担当課長はきちっと言っているというんですね。これは、だから村長の頭一つなんだよ。私らは、これ監査委員としてきちっとこれ何遍、前の監査委員もそういう指摘をした。一向に改めないでしょう。相変わらずたるは底抜けたところに水を注いでいる。そういうものを放っておく。監査委員がちゃんと指摘しているんですよ、それ。ところが、一切やろうとしない。どういうことなんだと。いっそ監査委員要らないんじゃないですか。代表監査も廃止だ。そうはいかないのかな。

しかしながら、これは私あえて言っておきますが、そういういわゆるずさんな運営、こういうものをやっぱりきちっと指摘しているわけだから、全然実行に移さないんですね。これは、そこに企画財政課、商工観光課、その任に当たっている人たちがちゃんと厳しくやっているわけですよ。ところが一向に改まらないでしょう、これ。これは、ひとえに村長がやるかやらないかなんです。私はすぐあそこを廃止しろとか、そ

ういう乱暴な意見ではないですよ。ただ、経営改善のためにはどういう手だてをするのかと、それが見えてこないですね。そして、同じ経営者が指定管理者となって延々と続いている。

だめならみんな変えてやればいいんです。変えられないというのは何かがあるんでしょう。自分らの、要するに安倍内閣じゃないが、お友達内閣と同じで。そういう連中を固めてやっているからだめなんだと。そういうことを、経営にたけた、あるいは商売にたけた人を経営に当たらせれば、これは少しでも改善できるんです。そういうことを高橋村政はやれるのか、やれないのか。ただ前任者の推薦を受けて、一生懸命応援してもらったからできないということも、私も割り引いてあげますが、しかし、それはまた別なんです。村民の利益ですから。そういうことをやっぱり自分の経営指針として、それはそれとしても、きちっとやっぱりやらなきゃならない。

何のために人をかえたんだと。これは、心ある村民は今大体わかってきますからね。何にも、あればいいなんて、自分の金も出さないでただで入ろうなんていう人があったほうがいいですよ。ところが、自分の納めた税金がきちっと使われてるならいいという、そういう健全な市民の声を聞いていないんです、今の村政は。西郷村だけじゃないですけども。そういうことをなぜやらないのか。これはどんどん話は何もきりがありませんけれども、生活保護もそうです。いや、あの人パチンコ行っているぞ、車乗り回しているわとって、じゃその担当者はきちっとしてそこで指導したのかと。悪知恵にたけた人は、みんな抜け穴を探して、何、そのときだけ殊勝な困っているような顔をしてごまかしておけばいいと。ぼんぼん引いていますよ。そういう行政。これは西郷村だけじゃないですよ。全て日本国、総じてみんなそうです。ある政党は、そういう弱者の味方だと語って、そういうのを世話して票をとっている。これもあるべき健全な政治ではないですよ。そういう政治家がみんな跋扈しているわけだよ。

だから、行政は公正公平なことをやってもらいたいというのは、これはみんなそうです。ところが、今、安倍内閣は文書の改ざん、隠蔽、シュレッダーで都合の悪いのはみんな裁断して、あとはもう何食わぬ顔でこれを通してきている。だから、末端の日本国民、いろんなところでこれ今、そごというか瑕疵、不正がもう蔓延しているでしょう。どこでも、この間も何だ、警察のところで学校の先生だか、いじめがあったそのあれをみんなシュレッダーにかけてなんて、みんなとぼけていると。これがどんどん広がっていく。西郷村はそういうのは、おそれはないのかと。私はいろんな面でこれを危惧しているんですが、これ話戻しますが、そういうことで、少し村長には、これ監査ではっきりとこういう文書で意見書を出しているわけですから、それをやはり何も村長が意見書を出しているわけじゃない、第三者の公正公平に見たそういう意見書ですから、それを尊重して実行してもらいたいんです。その点、どうですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大きな話で思わず聞き入ってしまいました。

おっしゃるとおり、監査委員の意見書は、これは大事にしなきゃならない、あと外

部評価も、これを十分念頭に入れた予算づくりをしなきゃならないという、それは基本姿勢でありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 村長も、前の村長はあまり長くて困ったと思ったんだけど、今度はあまり短くて困った。なかなかうまくいかないな。無難な答弁というか。だからもう少し、やっぱり自分の考えがあるならば、きちっとわかりやすく説明していただければ、差異はないんですけれども。個人差があるから、私もそれ以上は申しませんが、そういうことですね。

これ2番目、拠点整備、もうここには踏み込んでいるんですが、拠点整備でも道の駅構想、あるいは各行政機関いろんな役場全体としての周辺整備を網羅したことを、これはもう近年はそういうことがなかった。高橋村政になって、時期がそういうことに来たからそうなんだかもしれないけれども、役場の建てかえなんかも、これもそういう築何十年、40年、50年ということで考えれば、当然これはもうやらなきゃならないと。そういう時期に当たったわけですね。

それで、これなどをいろんなことがありますね。具体的にいろいろお示し、もらっているわけですが、その中でいろんな各議員さんもいろいろお話ありました。どれを優先させるとか、村長はとにかく喫緊のあれで迫られている日程の中で病院を建設したい。それから給食センターね。そういう、これ一遍には確かにできないですよ。役場庁舎をつかった、道の駅、給食センターどうのこうの、これはできるはずないですね。補助事業に絡めれば、昨日、おとといですか、村長答弁で庁舎をつくるにもいろんなあれで7年かかるんだと。それはそうですよ、手続。そうですね。

そういうことで、私もそれはそれでわかります。いろんな補助事業だって同時にはできないと。防衛省予算でも雪割橋、西郷はそこで当然受けてはいるわけだから、じゃ別なというと、それはもう一回完結した後だと聞いている。そういう難しさもある。いろいろ難しさ、それから財政課長が言いましたね、いろいろ。なかなか予算が大変なんだと。私はそれで同感しています、そのとおりだと。質問者があれもこれも言っても、これは当局としては当然そういう正直に申し上げたと、私はそのように思います。

そういった中で、拠点整備だというようなことですね。先ほど、冒頭からその前段としていろいろ申し上げましたが、そういう中で、これを、事業をやっていくのはどうするんだということですね。一遍にはできない、とりあえずは病院だと。もしくは給食センター。それは、先ほど狼山の村有地、あそこの村営住宅の跡地です。今は更地になっていますね。私はこの間、全員協議会あるいは違う場面で、給食センターは何もこの役場のせっかくこういう広大な一等地に給食センターをどんと建てる必要があるのかどうかと。私は必要ないと思う。そして、なぜならば、給食センターは別に外部の人がそこに訪ねて行って給食、おわんを1杯100円で売ってくれという商売をやっているわけじゃないんだから、学校にそこで製造して配送しているわけでしょう、業務は。そうすると、そういう利便性、最寄りのバス停があってどうのこうのと

か、そういう村民が来やすいとか、そういうことはあまり必要がない。だから、それはこの拠点の中から別に外しても何らおかしくないという、私は思います。

それで、いろんな意見があると思うんです。防災センターにどうかこうとか。それはそれで、私はそれを考えるべきだと。給食センターと絡めるんですか、これ。防災拠点のどうのこうのと。私はその辺ちょっとよく聞いておきたいんですけども。どういふふうなのか、その構想。教育長の部局かい、給食センターは。（不規則発言あり）つくるのはね。教育長は何も考えてありませんと。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

予算は大変かかると思います。いろいろ庁舎とか給食センター、道の駅、たまたま私の時代になってこういう時期が来たということであって、私の力でも何でもありません。そういうタイミングが私の時期に来たという認識をしております。

それから、狼山合に給食センターと昨日お話ししました。後藤議員も私の意見に賛成していただいて、ありがとうございます。そのように私は解釈しました。確かに給食センターは、つくって配送業務ということで、2時間以内に各小中学校に配送するという業務であります。しからば、防災食育センターはどうなるのかというお話でありますけれども、庁舎内に防災機能を十分に持たせた形で、例えば充電もそうありますけれども、万が一のときには煮炊きの釜ですね、そういうのを用意したり、備蓄も当然あらゆることを総合庁舎内外に整備して、万が一の災害に対応したいという考えで、外に持っていくお話を昨日したところであります。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 村長は、最初からはその発想はなかったはずだな。

だから、変わったというのはそういうことも、ほかの議員さんも言った。村長はころころ変わっていったと。ころころ動くのも動くけれども、心もころころ変わるんだと。それはその辺の、ただ私は結果がそういうよければいいと思う主義ですから、あまりあれはこだわらないんですけども、プロジェクトとしてどういう配置をするかと。それがいろいろリンクして、それが有機的に、機能的になるかと、それが重要ですね。そういう意味では、私はこのあれにこだわる必要はない。もっと中央にふさわしい、この間、私の委員会じゃなくてよその委員会が鹿児島県へ行って研修してきたと。私もいろいろ写真とかいろいろ見せられて、ああすばらしいなど、願わくば、やっぱり調査を中心としたそういう本当に機能的にすぐれた、そしてまたもうそういう、そこに給食センターが目の前にあったときと比べて、台なしになっちゃうわけですよ。

そこは、やっぱり開放的な、住民がそこでリラックスできる、そういう公園であったり、私はそこにちょっと図書室も置いたっていいし、いろんな考えられるわけですよ。そういうものをやっぱり調査研究する必要があるだろうと。そういった意味で、医院も病院も、もう少し全体の構図の中で、今すぐどうのこうのじゃなくて、その中で考えたらどうなんですかという、私の考え。

そこに、そご、行き違いがあると思うんです。考えることは大体同じなんだろうけ

れども、しかしながら、よりよいものを構築するためには、私はもっと調査研究してやるとどうなんですかと。具体的に私もいろいろありますが、この差し迫ったそういう一つの議案で一気に賛同を得れば、それであれだと。それは、じゃ後のためになるのかと。その点なんです。村長はあくまでもそういうふうにこだわってやるのか、その辺もう一度お聞きします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今回82号で出させていただいた議案につきましては、何とか認めていただきたいという気持ちであります。

それから、庁舎を中心としたプロジェクト、有機的にとか、いろいろリンクさせるとかいうお話があります。これについては、じっくり本当によいものをつくっていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 今、議案を出した以上、それなりのそんないいかげんな、おもんぱかるとそういうふうになっちゃうわけですから、一つのそういうことに頑固になれば、それはそれでそうなっちゃうんですけれども、二代目の村長は、そういうプライドとか意固地なことを一切捨てて、じゃやめるかと、そういうことで、大変な判断を下しています。私は、そういう点は非常に立派だったなど。だからやっぱり頭はこちこちに固くなくて、柔軟で、豆腐のような頭にして考えたらどうなんだと。豆腐は何で慎重に扱うという意味では、手のひらに豆腐を置いて碁盤の目に切っていけ、自分の手けがするから、そろりそろりと傷つかないようにやれと。物事はそのぐらい丁寧にとけがしないんです。

ですから例えはそれはどうかと思うんですが、そのぐらいある意味ではそういうふう考えたほうがいいんじゃないかと。これ以上私は実際その場になっていろんなまた論をやりますが、そういう皆さんの、ここにいる議員の皆さんの判断材料にも私はなると思う。そういうことであります。

そして、拠点整備ですね。この道の駅構想もあると。この間イベントがありましたね、にしごう祭りというか。そこで、私も後からちょっと訪れてみましたが、各テナント、ブースが、あそこの駐車場いっぱいにぎーっと並んで、それでもういっぱいになっちゃって、駐車場はじゃどこなんだと。そうすると、小学校の校庭、あるいは信用金庫のこっち側、それから文化センターですね。これはよその人、私は存じ上げていない人なんです、たまたまでしょうが、どこに止めるんだっぺと。このわきの田んぼを駐車場にすればいいなんて。そうだねなんて私も調子合わせたけれども、その程度で終わったんですが。だから、高橋村政は、道の駅の概念ということをどういうふうに捉えているんだと。ただ名前を、今のまるごと西郷館の名前を道の駅にすれば、それで完結するのかと。私は今の状態ではそうだと思うざるを得ない。

あと、レストランをつくって、トイレを表につくるんだと。今のトイレなんかも、あれは職員用のトイレでしょう。商売というのは心理学的にいろいろあるんですよ。

表で何の、大根一本買わない気だけれども、トイレだけ借りるか、そういう人もいっぱいいます。でもそれは寄ってくれるだけ。それはそれでいいですよ。中にはやっぱりトイレを足したついでにちょっと見ていくかと、そこが商売の要するにそういう動機が生じるわけですから。今はそういう機能を果たしていません。私も二、三回見た、あるいはよその人が、どうも従業員がおのおのの私服で、あまりきれいな様子でしていないんだと。私語が多過ぎる。この前、お年寄りが何か重そうに持っているのも知らん顔して手伝おうとしなかった。世の中いろんな、見ている人もいますね。何だあの態度はと。それなども、やはりまるごと西郷公社、農業公社って一つの公的な、村がそういうことで、どうせ村はちゃぽランドと同じですよ、指定管理で。どうせ、もうけようがもうけないが、それは従業員は故意には思っていないでしょうけれども。しかしながら、商売としてのそういう接客なり、少しでも売り上げに貢献しなきゃならない。お客さんに気分よく対応しなきゃならない。そういうホスピタリティも何も感じない。そういうのがやっぱり出てきちゃうんです。最後には負けて、おかしくなっちゃう。東宮理事長、どういう指導するのか、ちょっと教えてください。そういう声があれば。

○議長（真船正康君） 副村長、東宮清章君。

○副村長（東宮清章君） 後藤議員の質問にお答えいたします。

やはり、私今日、ここ理事長の立場、副村長の立場あるものですから、その話にちょっと言葉、答えていいかわからないんですけども、一応理事長としましては、従業員の教育は徹底してやっていきたいと思えます。たまたま、以前から手伝っていたいている、働いていただけている従業員ということもありまして、だんだんと高齢化というふうな形もあります。また、意見を聞く投票箱なんかにも声が入っておりまして、その辺は検討しなきゃならないというふうに事務局長ほか従業員、プロパーもおりますので、考えておりますので、その辺はこれからきちんとしていくと思っております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 私、これ議員だから、そういう声が聞こえ、そういうのを耳にするんですよ。だから、今度はしゃべってやるからと。皆さん、あそこもう買わんだっていいなんて言う人もいますけれども、このごろ、でも品物が結構集まって前よりいいんだなんて、そういう声も聞きます。ただ、私はやっぱり一つの商売として基本的なことをきちっとやってもらわないと困るんだということです。やっぱり店員さんなり、ただパートで働けばいいんだと、やっぱりまるごと西郷は西郷の一つのコンセプトで、お客様第一、品質第一、気持ちよく買ってもらう、いろんなそういう企業理念を持っているのかどうかかわからないけれども、それを徹底させて、従業員の服装しかり、そこらの着たいものを着てきて、それではわけがわからない、はっきり言って。そういうものも徹底しないと、もうだんだんじり貧になってだめになっちゃうんではないか。施設は立派でも中身がだめだと。白河市の総合病院も、施設は立派けれども中身が全然だめだから、みんなそういうあれがある。それと同じ。

だから、今度道の駅、そういう移行するに当たっても、これは相当な覚悟を持ってやらないと、私はこの道の駅も今は相当な数できてきますけれども、優勝劣敗、だめなところはどんどんだめになっているんです。そこで生き残ってるのはどんな、やっぱりそれなりの努力をしている。お客様本位のそういう方針で、いろんな商品開発なり、そういうものを徹底してやっていますね。安易なそういう一つの役所に頼ったようなところはみんな最後はだめになっちゃうと。ですから、私は、これ立ち上げるのにはどうしても民間だけでは到底なし得ませんから、立ち上げる時は村が相当力を入れても、ある程度水平飛行になったら、これはやっぱり一つの独立採算制でやってもらわなきゃ困るだろうと、そういうことですね。

それで、前の議会、監査、私もたびたび批判を引き出しますが、什器、店で使う厨房什器、それなども定価で買っていると。それで土建業者が落札して、これなども考えられないそういうことがまかり通っていると。これはどういうことなんだと。これ徹底追及したら、恐らくぼろが出てくるのではないですか。今日はそういう資料がないからやらないけれども。私もそういう商売をやっていたからわかるんです。みんな、そんな厨房機器なんて7割引きで買えるんですよ、本当は。それが定価で買っていると。黒字になるわけがない、そんなもの。そういうずさんなことをやっているということは、とんでもない話。まして今度のは道の駅、そういうものに移行したらば、当然、今度のは館長も置くでしょう。

だから、今西郷が考えているのは、そういう経営方針なり経営内容、ちゃぽランドもしかり、つくるのはつくる。しかし、後のその運営する者がどうなんだと。全部だめでしょう、ずさんで。そこにメスが入らない。なぜか。既得権益者がある。安倍総理に、申しわけないけれども、安倍、安倍、安倍と私引き合いに出しますが、みんなお友達、知り合いがみんな囲っちゃって、そしてやっているわけでしょう。村民プールもそう、西郷クラブというのが運営している。みんなお友達だよ。それは、加わらない人のやっかみだと言われるけれども、なるほど名簿を見るとそうだなと、これも同感しますよ。

そういうことをやっていったら、村はいくらどうのこうの努力したって、これは赤字の積み重ねですよ。いい人ばかりがいい、あとの大半はただ税金を納めているだけ。いい思いをしているのは、村長につながる人間ごしになっちゃうんじゃないのと。そうだと断定はしませんよ、私は。しかしながら、そういう人が多いんじゃないかと。そういうことを言われることに対してどう考えているか、お聞きしたい。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほど副村長もお話ししましたように、本当に経営感覚というか、後藤議員はいいことをおっしゃっていただきました。お客様第一、品質第一とかいろいろ、安易な考えではだめだとか言っていただきました。つくるのは簡単ですけども、最終的には運営です。運営については後ろ指さされないように、村長派とか何とか言われぬように、その辺はしっかりご意見いただいた、ご提言いただいたことを肝に銘じて進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 村長の、私が言ったそういうことを理解いただいたと、そういう組織の中に後藤派は要りませんから。だから言っているんです。でも、そういうことも言われないように、やはり行政運営に当たっては公正公平に、誰が見てもガラス張りというか、皆さんのため、そういう一党一派じゃなくて、そうすれば、それはそれですね、立派なことだと、そういうふうにして認めるようになるでしょう。ですから、これがいわゆる、何でもそうですが、会社、企業経営でも自治体でも国でも、そういうものが徹底されれば、おのずとそういうふうな結果に出ると。そういうことを、我々自身もそうだし、西郷村にとっては肝に銘じて行政運営に当たっていただきたいと思えます。

この辺で終わります。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ここで休憩を午後2時20分までいたします。

（午後1時56分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後2時15分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第9、7番鈴木勝久君の一般質問を許します。7番鈴木勝久君。

◇ 7 番 鈴木勝久君

1. 太陽光発電の設置について
2. 流域防災について
3. 教育行政について

○ 7 番（鈴木勝久君） 7 番、鈴木勝久でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず第 1 に、太陽光発電の設置についてでございます。9 月議会、第 3 回定例会で、この太陽光発電について一般質問をしましたがけれども、大変時間が短かったので、核心については答弁まで至らなかったと、そういうこともありまして、おさらいからしていきます。

まず、村長答弁に大玉村の話、大玉村議会が大規模太陽光発電を望まない宣言、これを出しました。一般の方々にもわからないので、ちょっとここを説明いたします。

大規模太陽光発電所と大玉村の自然環境保全との調和に関する宣言。私たちは、化石燃料や原子力発電に依存しない社会を目指すため、太陽光、小水力、バイオマス等再生可能エネルギーを積極的に活用し、地球温暖化防止や低炭素社会の実現に向けて自然環境へ与える負荷の軽減に取り組んできました等々ありまして、しかし、一方で、自然環境に影響を与え、かつ自然景観に著しく違和感を与えるような大規模太陽光発電所の設置が各地で行われており、傾斜地での造成や山林の大規模伐採による土砂災害への危惧や、発電事業終了後の廃棄物処理等、将来への負の遺産となり得る懸念を払拭することができません。本村においては、村政振興の重要資源である豊かな自然環境やすぐれた農山村の景観を未来に継続するため、大玉村ふるさと環境保護条例を制定しております。また、日本で最も美しい村の連合に加盟し、自然との共生を目指し、農山村や畑など原風景の維持及び魅力発信に努めてまいりますと。

このように、大玉村では、大規模太陽光を排除する宣言をいたしました。それにつきまして、村長が前回答弁されたこと。私も自然景観に著しい違和感を与える太陽光発電にはちょっと疑問を持っていると。また、大玉村の宣言、有効な宣言であるとおっしゃいました。そこで、改めて大玉村の宣言について村長のご感想をお聞きしたいと思います。

○ 議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○ 村長（高橋廣志君） 7 番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

大玉村の大規模太陽光を望まない宣言をどう思うかということでありました。今議員説明していただきましたように、9 月の第 3 回のときに、そのようにお話ししたところでもあります。大玉村の自然環境保全との調和に関する宣言は、非常に有効な宣言であるとの答弁をさせていただいたところでもあります。大玉村が目指す自然との共生は、本村にも当てはまるもので、重要なものの一つであると考えております。

また、あわせて、自然景観に著しく違和感を与える太陽光発電には少し疑問を持っておりますが、県が推奨する再生可能エネルギー対策であるので、本当に私自身も頭の痛いところでもあります。この相反する 2 つの面がありますので、現在も苦慮してい

るところでありますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君の再質問を許します。

○7番（鈴木勝久君） 苦慮するのが当たり前でございますね。それでは、その苦慮する原因、内容にちょっと触れていきたいと思えます。

まず、西郷村でつくっている環境基本条例でございます。

これは、国の環境基本法第7条にのっとり、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の自然社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」これにのっとり、西郷村は西郷村環境基本条例というのをつくっております。

この前文に、前はちょっとはしよりますけれども、「健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは村民の権利であると同時に、わたしたちは、この環境を保全しつつ循環型社会を形成し、将来世代に引き継いでいく責務を有する。わたしたちは、人類の存続の基盤である地球環境が有限で、地球環境問題が住民一人ひとりにその解決責任があることを深く認識し、村民、事業者及び行政が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと「さわやか高原公園都市・にしごう」の実現をめざしていくことを決意し、この条例を制定する。」となっております。

それで、目的に、「環境の保全については、村民の権利と義務を基本理念に定め、村、事業者及び村民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の村民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」と、このように書かれております。

今、我が西郷村は、山林が約1万1,000町歩でございます。そのうちの今回太陽光発電に使用されると思う施設の合計は約1,000町歩ぐらいでございます。約1割がその太陽光発電に今度なっていくであろう。これを村民の方々に言いましたら、大変驚いていました。そんなに太陽光できるの、太陽光危なくないのということと、何で行政は企業のもうけにばかり貢献するんだという、これ、単純な疑問ですよ。家庭に上がっているのは3キロですけれども、今回西郷でつくろうとしているのは15メガワット、FMSが19.3メガワット、ブルーキャピタルマネジメントが11メガワット、神戸物産17メガワット、合同会社西郷羽太18メガワット、西の郷ソーラーパーク44メガワットで、これに今計画中の、そら'P、NOBSPというところですけども、これは156メガワットでございます。このような巨大な太陽光が西郷につくられようとしております。

それで、この1条にあった環境の保全、環境の保全は何ぞやという話ですけども、その中に、環境の保全、2条に書いてあります。良好な環境を維持し、回復し、及び創出するという、この回復まではわかるんですけども、創出するというのはどういう意味か、お答えいただけますか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） 7番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

西郷村環境基本条例の第2条の良好な環境を維持し、回復し、創出するとありますが、この創出するということはどういうことなのかという質問でございますが、村では、良好な環境のために、維持回復はもちろんのことですが、新たな取り組みをつくり出すということに努めていきたいという考えを創出として記載しております。よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 新たな取り組みとはどういうことですか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） お答えいたします。

新たな取り組みというのは、今後必要であるだろうとか、そういったものを探り出してやっていくことですので、今ここで何ということにはちょっとお答えできませんので、ご了承ください。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） もっと具体的に言っていただければよかったですけれども。新たな取り組み、今やっていることは太陽光設置じゃないですか、つくること。これを、環境の保全に太陽光発電の事業が合致するんでしょうか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） お答えいたします。

新たな取り組みに太陽光設置事業が合致するののかということでございますけれども、太陽光発電事業が環境に対してどのような影響が出てくるかということであれば、合致すると考えております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 木を切り出してですよ、それでパネル、後で触れようと思ったんですけれども、そのパネル、太陽光発電の素材、これいろいろな重金属が含まれていまして、つくり方によってシリコン系か化合物系か有機系かと分かれるんですけれども、主成分は8割がガラスでございますけれども、そのほかにアルミ、プラスチック、鉛、銅、スズ、銀、アンチモン、そこにセレン、カドミウム、ヒ素、インジウム、テルルという物質があるんですよ。それで、アンチモンというのは細胞内の酵素や補助要因と反応することで毒性を発生する。カドミウム、Cdヒューム吸入による急性影響は、吸入時間から生じる咽頭痛、せき、悪寒、息切れ、呼吸困難、筋肉痛、発熱、肺水腫、何て読むのこれ、わかりません、すみません。肺と書いて水と書いて腫という字なんですけれども、それとか、あとセレンですね。セレンもこれ、そこまで調べたから、1万ppmもの含有する食物を食べた場合、呼吸困難、セレンも呼吸困難とか歩行障害、ヒ素もありますよね。亜ヒ酸による服毒自殺や重篤な胃腸障害、腹痛などを起こすと。こういう物質まで含まれているんです、太陽光発電の素材には。

こういうものを山に設置をしておいて、環境保全に有効だという、私から考えるとわけがわからないことなんですけれども、どういう論理というか、それで有効だとい

うんでしょうか。もう一度お答えください。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） お答えいたします。

パネルの設置が環境保全に有効かと言われると、そちらが環境に、確かにパネル自体には有害物質が含まれているというのは、前回の第3回の定例会においてもご指摘いただいたところではございますけれども、そちらの太陽光発電事業を実施することに対しての環境への影響が起きないようにというふうなお話、指導というふうな形で、環境保全課としては事業者に対してお話ししているところでございます。よろしくをお願いします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） ちょっとずれちゃってすみません、質問が。でも答弁がちょっとおかしいので、そういう方向に行っちゃうんですけれども、西郷村では、国で水循環基本法というのがつくられています。地方も水循環基本条例をつくれと。水循環基本法というのが国で定められておりまして、その5条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責任を有する。」これ、前に説明した大玉村はちゃんとつくっているんですけれども、西郷村はつくっていないんですね。何で西郷村はつくらないんだという話なんですよ。

というのは、西郷村は、堀川ダムありますね、あそこが1市2町3カ村に水を供給しているところなんですね。阿武隈川の源流でもあります。川も、一級河川が通っております。支流を合わせると5本6本、7本ぐらいありますか。そういう源流にもかかわらず、そしてこれから21世紀は水の時代と、水戦争が起きるんじゃないかという非常に水が貴重な時代になってくる。この時代に、水循環基本条例、これをつくっていないんです、西郷村で。どうしてつくらないんですか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） お答えいたします。

すみません、水循環基本条例についての作成についてでございますが、議員おっしゃるとおり、つくっていないのが現状でございます。よろしくをお願いします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） それから、また続けていきますけれども、まず基本理念を飛ばして10条、西郷村環境基本条例10条、村長は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、西郷村環境基本計画を定めるものとする。こう書いてありますよね。この西郷村環境基本計画、探していただきました。これ、まとめたのが平成18年3月なんです。もっと調べれば、この西郷村環境基本条例、これも17年なんです。この条例は平成17年4月1日から施行する。だから、16年につくったものですね。それ以降、これ見直しを全然していないんですよ。国は、この環境基本法、あと水循環基本法、これ5年で見直せと書いてあるんですけれども、この基本条例には見直しを書いていなくて、平成17年度で終わっているんです。基本計画も平成

17年度で終わっています。

全然、特にこの前の話は、大体がゴルフ場をつくるとか、工場用地を持つてくるためにつくったか、それに特化したようなつくり方なんです。この太陽光に関しては、ほとんどこの基本計画の中には触れても何もしていない。当たり前ですよ、平成24年、5年から始まったんですから、太陽光。全然これ進んでいない。13番、14番議員もおっしゃっていましたが、これ前村長が全然動かなかったんですよ。今の村長を責めるわけにはいきません。もっと言えば、平成19年度、西郷村が不交付団体、その時期に、今計画に上がっていることはほとんどできたはずなんです、西郷村は。それを全然やっていなかったんですよ。今そのツケが回ってきたんですよ。

太陽光1,000町歩、防災拠点とするこの役場新庁舎、こんなものその時代につくれるはずだったんですよ。全然やっていない。防災計画書もまるでつくっていない。16年間のツケが今回ってきたんですよ、西郷村で。だから、前村長のせいだというわけにはいきません。ですから、皆様一生懸命に努力し、議員もお手伝いしますから。もうあっち派こっち派という時代じゃないですよ、今回は。全員が協力し合わないと、西郷は地理的条件だけがいいだけで、これから人口もがたっと減ります。4号線の自主的に出ているお店やさんとか企業、一つも助けていないですよ、西郷では。西郷村で、西郷にある自動車を、土地にある自動車を買ってあげましょうとか、西郷村にあるまんじゅう屋さんでまんじゅうを買いましょうとか。職員自体が西郷に住んでいないんですよ。西郷村から給料をいただいているその職員の方々が村外に住んでいらっしゃる。白河では許さないんですよ。白河の職員は白河で住みなさいと言われてるんですから。そういうのも、前の村長からのツケが今来ている。

駅前開発、中途半端ですよ、あれ。全然。前も言ったかもしれませんが、あの区画では、でかい会社が入ってこれないんです。あんな十何億円使って、あんな変なつくりで終わっちゃっているんですよ。富士宮の話、しましたよね、昔。あそこは、何十億円もかけて、ぜひ止まっていたきたいと町全員で望んだ。ここは、何らかのあれで勝手にぼんどできちゃった。だから騒がない。あっても、それほどすばらしいと、口には出していますよ、西郷村に新幹線が止まる村だとかと言っていますけれども、あれは白河駅ですよ。西郷駅じゃないんです。ほかから来る人が西郷村じゃないんじゃないのと言われるんですよ。西郷村駅と皆さんで運動して、新幹線西郷村という駅の名前に変えたいと思うんですけれども、ご協力願えますか。

そういうことなんです。だから、今本当に、前村長のやらない、何もしないというのがこれにも出てきているんですけれども、本気になってこれから力を合わせて執行部隊、執行部隊という言い方はおかしい、執行部も私たち議員も、皆様一緒になってこれを乗り切っていけないと解決できません。今回、拠点づくりで村長が出されてきた診療所問題、これ相当反発がありました。最初のつくった場所と違うんじゃないかと。でも、これとて、そんなに本当に時間をかけてやる話じゃない。早急に、皆様半分目をつぶって、それとも4つの目で見ると、それは個人個人の意見ですけれども、

時間的には早めたほうがいい。私はそれだけ言っていきたいと思います。

横にそれちゃったので話を戻します。この西郷村環境基本条例、基本理念、これをお答えください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 西郷村環境条例、理念ということでありますけれども、お答えいたします。

これは、条例の3条にうたっております、「環境の保全是、村民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。」また、「環境の保全是、本村の多様な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が健全に共生できるように適切に行われなければならない。」3つ目として、「環境の保全是、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するため、すべての者の公平で適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。」4つ目として、「環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない。」となっております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 7番。このように、基本理念で環境の保全とはということで4つ挙げられています。それで、私は危惧しておるのでございます。本当に太陽光、この1,000町歩の山を削ってつくって本当にいいのだろうか。基本理念にのっとり、村はどういうことをしなきゃならないか。これをうたっていますよね、村の責務とは。そこをよろしくお願いします。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） お答えいたします。

村の責務とはということで、村は、3条に定める基本理念にのっとり環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有すると。また、前項に定めるもののほか、村は、基本理念にのっとり、自らの施策の実施及び社会経済活動を行うに当たっては、それに伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら積極的に努めるものとなっております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 平成17年につくったやつでも、このように村が環境保全に対してこのようなことを、施策なり実施をしなきゃならないと書いてあるのにもかかわらず、8条に村長はということで、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとするがあります。この8条、実行しているのでしょうか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） お答えいたします。

施策に関する報告書を作成し、公表するとございますが、報告書の公表といたしま

しては、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関して、報告書の作成及び公表につきましては、河川・水質検査結果を広報にしごう6月号に掲載しております。また、し尿・ごみ収集処理状況と公害苦情発生件数につきましては、村の村政要覧資料に掲載しておりますので、ご了承ください。よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 私たちがこのメガソーラー発電所というのをいただいたのは、つい最近なんですよ。これわからなかったんです、こんなに何十か所もできるというのが。こういうのは公表する義務はなかったんでしょうか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） お答えいたします。

メガ発電ソーラー、発電立地業に関しましての公表をするべきではないかということではございますけれども、あくまでもそちらの事業に関しましては、全ては企業のほうで実施するものでございますので、公表までには至っておりませんでした。よろしく申し上げます。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 続きまして、第3章に環境保全のための基本的施策とあります。

11条から最後の25条まで。これをやっていくと時間がなくなるので、1つ、21条、「村長は、環境施策の策定及び実施状況に関し、村民等からの環境保全上の意見等を聴く場を設けるものとする。」これは実施していますか。

○議長（真船正康君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） お答えいたします。

第21条で村民等から環境保全上の意見を聴く場を設けるとありますけれども、聴く場を設けているのですかということではございますが、先ほど21条に書いてございますとおり、村長は、環境施策の策定及び実施状況に関してとありますので、平成17年度に策定しました環境基本計画の策定時には、住民等の意見を聞き入れまして作成しておりますので、そのような形で意見を聞いているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） それも先ほど言いましたけれども、大事なことです。ぜひとも、今からでも遅くはないんです。これほとんど開発許可が今出ている、この林地開発許可申請手引きというのがあります。これの10条の2、第2項に基づいて、林地開発許可というのが西郷村でもう既にそら'P以外は出しております。これは、出した時点で、誰の責任かというその責任問題を問うたんですけれども、これ、村は誰の責任ですかと言われたとき、許可を出したのは村長でございますけれども、誰の責任ですかと言ったときに何とお答えになるんですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

林地開発の許可権者は福島県知事であると認識しております。ですから、知事の責

任という考えをしております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 県に確認しました。県では、書類上問題がなければ許可は出します。現地を確認したんですかという答えには、しておりません。西郷村にも同じことを聞きました。川の管理責任者は、外面川、真名子川が、真名子川も上のほうですけども、村長の管理下にあるんですね。二級河川ですけども。それ、もう一回調べてください、首をかしげているんだしたら。そこは長谷川課長かな。何か管理者というところで判こが押してあるのが西郷村村長だったんですよ、確認したら。だから、真名子川もひょっとして村長が同意したのかなと思うんですけども、確認してください。

そうすると、西郷村に聞くと今のように県の責任です、県は書類がそろっていれば地元の人が同意すればあれですよという話で、地元に持ってきます。もう一つ言うと、地権者並びにその居住者、例えば側溝とか農業排水を利用するのであれば、その地域にいる方々に同意をいただいでくださいよという項目がありまして、その人たちの説明会をしなきゃならないんですね、この事業者は。私、2回出席させていただきました。2回というのは別の会社に2回です。そうすると、2回目、3回目のときだったんですけども、その事業者の方々は一方的にお話をします。こういうことですよと言って終わり。そこで、私が質問すると、いやそれはちょっと待ってくださいという話になっちゃいます。

どういうことかという、今回の太陽光をつくるためには、調節池、調整池というのをつくらなきゃならないんですよ。大水が出たときに一時ためる、ダム機能みたいなことをする場所をつくるというのがありまして、そういうのをつくらなきゃならない。それは、100年に一度ある洪水にも耐えられます、洪水というか、雨にも耐えられます、降雨ですね、にも耐えられますというんです。

次の質問、西郷村に1,268ミリの雨量があったことをご存じですか。わかりません。次の質問で、台風19号の日に、12日、13日に現地に来られましたか。来ていません。そのとき何ミリ降りましたか。知りません。

これが説明会なんですよ。こういういいかげんな説明をして、村民の方々には説明をしたと業者は言うております。この事実ご存じでしょうか。

そこに出席された方、今回は区長、副区長を抜かして5人ぐらい。その前の説明会に何人ぐらいでしたかと言ったらまた5人ぐらいです。うちの上羽太地区には58軒家があります。だから1割弱ですね。その中で説明会をしたということなんです。これを理解していたのか、まずお聞きいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

先ほど村長のほうから、県の許可を出す基準といいますか、そのことについてお話しございましたので、私のほうからそちらをお話ししてから、先ほどの分も答弁をさせていただきたいと思っております。

県が森林法第5条の規定により定めました阿武隈川地域森林計画内の民有林で、1ヘクタール以上の林地開発は、県知事が許可権限を有していることは、議員おただしのおりでございます。県南管内では、福島県県南農林事務所が事務を担当しております。

その場合の許可の基準としては、その開発によって森林の持つ重要な働きが損なわれないことが必要となります。具体的には次の4つの基準を必ず満たさなければなりません。1つ目は、周辺に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれのないようにする。2つ目が、計画地の流域内に水害を発生させるおそれのないようにすること。3つ目が、水の確保に支障を来すおそれのないようにすること。4つ目が、周辺の環境や景観を悪化させることのないようにすること。

この中で、今、最初から1、2、3番目、3つ基準を申しあげましたけれども、この基準につきましては、雨量計算や流出量計算を行いまして、許容可能な調整池、沈砂池を設けるということが許可の要件となります。最後の4つ目の基準につきましては、開発行為の目的別に定められた森林または緑地の残地、または造成等が許可の要件となります。

これらについては、切土、盛土による造成や雨量、排水量の計算等について審査して、この基準を満たしていれば、県のほうで許可をするということになります。

村といたしましては、この業者と事前協議を各担当課で行いまして、同意や協定等を結びます。その中に、公共施設管理者の同意、道路とかそういう部分ですね。あとは用排水施設管理者の同意、先ほどありましたけれども、水路等の同意を。産業振興課としては、残地または造成する森林緑地の維持管理にかんする協定というのを結びます。環境保全課は、環境保全に関する協定というのを結びます。また、そこに水利権がある場合は、水利権者の同意書ということで、組合があればそちらの組合長さんと同意書を結びます。一番重要だと思われましても、そこを開発しますよということで、地権者の同意書を受けると、もらうということになります。

これらを県のほうに出しまして、県のほうでは、こちらの意見がその部分で合致しているということになれば、許可を出すということになります。

林地開発申請に係る意見ということで、県のほうからも意見を求めてきますので、産業振興課としては、開発区域内の雨水及び泥水その他の排水は場内で対策を講じ、下流域にそれら汚水等が流出しないよう、排水施設には万全を期すこと。また、開発区域から流出した土砂等が用排水路、河川に堆積した場合は、開発行為者の責任により早急に撤去すること。先ほど申しあげましたが、開発区域における当該行為について、残地または造成に関する森林緑地の維持管理に関する協定の内容を順守することなどの意見をして回答をいたしているところでございます。

議員からありました開発地の現地確認や住民説明会の出席についてのご質問にお答えいたします。

現地確認につきましては、福島県の県南農林事務所の担当職員が抜き打ちで現地へ赴いて、申請書類に誤りがないか検査して、防災施設工事の完了後や変更申請があっ

た場合にはその都度、また、開発完了後にも、書類と現地にそごがないか検査いたします。

村の対応といたしましては、必要に応じて担当職員が現地に赴いて確認をいたします。

また、説明会への出席でございますけれども、福島県の県南農林事務所の担当者は、申請の際に事業内容の説明を事業者から聞いているため、関係地域住民を対象といたしております説明会については、開催して理解を得るようその事業者に対して指導はしておりますが、出席はいたしておりません。村の対応につきましては、大規模開発の申請前後に事業者から事業区域、水路等の施設の状況確認等の協議があり、その際に説明を聞いておりますので、関係地域住民を対象とする説明会には出席しておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 今、もっともらしいお話をしていただきました。このさっきの林地開発許可申請の中に書いてあるやつでございますけれども、その中の雨水・排水量計算、これが質問しても出てきません。あと、排水路、これの勾配なんかも出ているんでしょうけれども、状態、U字溝でも古いやつ新しいやつ、底が砂地か泥か、そういうものとか、勾配によっても、さっき毎秒の話しましたけれども、1秒間に何リットルの水が出ていくというのも計算、はっきり説明会ではできません。調節池なんですけれども、調節池もどのぐらいの雨量で満杯になる、総雨量の計算も、その場では答えられません。そう言いながら、100年安心とか30年に一度のあれにも耐えられると。答えを持っていなくて、そこばかりでやっていて、私も勉強したからそこを覚えてだけで、一般の方々はどうして許可が出る、村が許可している、県が許可していると言え、一般の村民の方々にはわからないんですよ。そこが許可しているんだったら、俺ら何言うんだという話なんですよね。

心配しているのは、でも、あるんです。うちの農業排水路を使って、あそこがあふれちゃったらどうするんだとか、あと山の濁った水が出てきちゃったらどうするんだと、そういう心配があります。あと、その処理、20年たって3円、5円に電気料がもしたとき、山にぶん投げちゃうのかという、そういう心配をしています。

1か所は、その20年間、積み立てを5%でも7%でもしますよ、一方の企業では、できません、約束できません。両方に許可出していますよ。これはどうなのか。その前の先輩議員に聞いたのは、2020年に廃棄物の処理に関する法律みたいなのを決めるとか何か経産省でやるから、それを待っているんだみたいな話を聞きましたけれども、その辺は村はどういう、一律で決めるのか。開発許可を出してもその後の20年のことは今決められると思うんです。村はどういうスタンスでいるんですか。もう経産省任せでいるのか、村は独自に廃棄物処理に関してこういう約束事を一律に取り付けますとか、その廃棄物に関してどういうお考えか、そこをお願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

廃棄物についてはまだ結論が、5%ですね、まだ経産省においては結論出ていない
と思っております。それを注視していきたいと思えます。村でできることか、あるいは
国の施策の中できちんとやるのか、その辺を注視していきたいと思えます。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） じゃ、西郷村ではつくらないということですね。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

つくる、つくらないじゃなくて、国の動向をよく見て、見きわめしていきたいと考
えております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 素朴な疑問です。赤面山のあの跡地、そのまま建物建っています
けれども、あれはあのまま、なぜあのまま放置されているんですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 何とか復旧したいという考えがありますけれども、なかなか進ま
ないところであります。先日、森林管理署、国の本庁からも来まして、関東森林管理
局長も来まして、その中で、こういう事例がありますので、何とか国の力でお願いし
て解決してほしいということを私は申し上げたところであります。そういうことが先
月、東京で説明してきました。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） だから、あれ1つとっても、はっきり決めておかないと、ああい
う状態になるんです、20年後。もしかしたら別の用途で使われる可能性あるし、そ
こを水、ボーリングする可能性もあるし、地下水を縛る法律がまだ私の記憶だとな
いような気がしております。次に地下水といかないように、事前に勉強というか対策を、
村の責務というところがあるんですから、村側はちゃんと事前にそういうところを勉
強しておいて、事前に条例なり縛りなりをつくっていかないといけないんじゃないか
なと思っております。

本当はもっとやりたかったんですけども、1つ言いますか。この環境アセスメン
ト制度というのがあるんですけども、ここに第一種事業というので、廃棄物最終処
分場とか土地区画整理とか100ヘクタール以上とかかかっているんです。発電所も、
風力発電、出力1万キロワットとあるんですけども、どういうわけか、ここに太陽
光は乗っかってこない。太陽光は再生可能エネルギーだから乗っかってこないのかな
と思っておりますけれども、平らな地につくるんならわかりますよ、さっき木村課長が言っ
たように、再生可能エネルギーでありますから、低炭素には相当役に立っていると思
うんです。これとリチウム電池が今度くっつけば、いい状態にはなると思うんですけ
れども、問題は場所なんです。我が西郷村は、源流の里というか、水を供給するこ
ろなんです。ですから、慎重にその扱いもしていただきたいなと思っております。

これ、広域では、村長、月1回会うというのは2日前の質問でありましたけれども、
広域ではこの話についてはお話はなさっていないんでしょうか。西郷村に太陽光が来

ますよ、堀川ダムの近くにも太陽光の施設ができますよという、あと600町歩がこれからつくりますよという話は、広域ではお話出ていないのでしょうか、出していないのでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 広域というと、市町村圏ということですか、あるいは町村会、どちら……（不規則発言あり）特に出しておりません。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 一般質問の途中であります、ここで午後3時35分まで休憩いたします。

（午後3時14分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後3時35分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

7番鈴木勝久君の一般質問を許します。7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 議長にお願いします。

先ほど、休憩前に1市1町6カ村と言いましたけれども、1市2町3カ村の間違いですので、訂正お願いいたします。

○議長（真船正康君） 了解しました。

○7番（鈴木勝久君） では、続けていきたいと思えます。

廃棄物の処理の問題で終わりました。これを、処理に関しまして、国にばかり任せるとはならず、西郷村にもという話をしたかったですけれども、ここで基本条例に実施要綱をつくるというか、その定めがあるのかという問題なんですけれども、この辺をつくらせていただいて、廃棄物の処理、そういうのにも道筋をつけるべきでないかと先輩にもレクチャーを受けましたので、この件に関して実施要綱を定め、この件についてお尋ねいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） その方向で進めたいと思えますので、どうかご理解をお願いします。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） もう一つすみません、訂正追加でございます。

先ほど、一番最初に1,000平米と言ったんですけれども、1,000町歩の間違いです。1,000平米を1,000町歩、1,000ヘクタールに、そこもあわせて訂正してください。

○議長（真船正康君） はい。

○7番（鈴木勝久君） それでは、時間がなくなりましたので、続きまして2番にいきたいと思えます。流域防災でございます。

ここで、村長がこの谷津田川をヤツタ川とおっしゃっていたんですけれども、この正式な名前はヤツタ川でよろしいのでしょうか、ヤンタ川でよろしいのでしょうか。

まずそこ気になったものですから、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

私もはっきりわからないですね。ヤンタ川と言ったり、ヤツタ川と言って。何ともお答えできないです。どちらが正解だか、ちょっとこの場所では。申しわけありません。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） それでは、はっきりというか、正しい発音というか、呼び名を後で調べておいてください。

これは、いっぱいあるんです、本当は。今27分です、残り時間。

まず、避難命令、避難発令、判断に難しい。これは本宮の新聞です。11月28日の新聞でございます。民友新聞です。ここに、台風19号に関する気象状況と本宮市の避難情報の発令状況についてというのがありました。西郷村でも広報にしごうでこの発令状況を示したものがございました。今回の台風19号の特徴なんですけれども、これはテレビ等々でも2日前から、今までに経験していないような巨大な台風でございますということで、気象庁でも大変国民に対してテレビ等を通して注意喚起をしております。

その中で気になることは、避難のまず特別警戒本部設置の問題なんですけれども、災害対策本部の設置、西郷村は4時50分でございます。4時50分を照らし合わせますと、本宮市では午前9時5分に市の災害対策本部を立ち上げております。西郷村のその前に1時に特別警戒本部設置がございしますが、私の記憶も薄らいできましたが、この日は12時ぐらいから相当な雨量であったと思います。県南地区の気象庁の発表によりますと、200ミリ以上の雨が降るようなことを言っていたと思うんですけれども、この気象庁の発表、もっと時間があれば調べればよかったんですけれども、この1時に特別警戒本部設置、これを設けたのは何の情報によってまずこの特別警戒本部設置を定めたかというか、参集させたか、どの情報に基づいてやったか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

今、議員のご指摘のとおり、今回の台風につきましては、前々日ぐらいからもう報道がありまして、各種気象情報が出ていましたので、その一番本村のほうに近づく時間帯等がおおむねわかっていたので、そちらの情報を参考に、この職員の集まる時間等を設定したということでございました。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） この時間帯は遅くなかったのでしょうか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

実際にいわゆる防災担当職員とか、あと応急対策の職員等の時間等がある程度決ま

っていますので、実質的には遅くなかったと思います。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 避難勧告、出す条件ございましたね。今回、避難勧告、3時50分に出しました。これの分析というか基準は、どういうあれで避難勧告を出したのか、お答えください。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

その避難勧告を出す前に、気象情報のほうで土砂災害警戒情報とか洪水警報といったものが出ましたので、早急に出したということでございます。実質的にそれ以前に自主避難所等を開設しておりまして、そちらのほうにもう避難者の方もいるということでありましたので、警報が出たタイミングで発令したということになっております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 降水量が何ミリという基準があったと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） すみません、ちょっと私の今この場でお答えがなかなか難しいんですけども、警報が発令のときにというふうなことだと思っておりますが。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 私の記憶だと、何か40ミリ以上というのがどこかで聞いた記憶があるんですけども。

それで、もう一つ言いますか。開設所、12か所に避難所を開設したとありますね。さっき聞きました、大石議員が質問したときに12か所。このとき、12か所中に土石流危険地域があったはずなんです、区域。真名子も含めてですけども。あれだけの雨量が降っておいて、その12か所を開設した中に土石流危険区域入っていますよね。これ、正しい避難所の開設だったんでしょうか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

結果的に12か所になったんですが、最初、私どものほうで、1時現在で自主避難所として開設したところが、米、上羽太、下折口原、追原、上野原の5か所ございまして、その後、地区の区長さんとかそういった方が、こういう状況なのでといって開いていただいたというところもございました。それで、結果的に、最終的に12か所というふうになりましたけれども、議員ご指摘のような危険が及ぶ箇所ということもあって、先ほどもお話ししましたが、真名子地区なんかは羽太小学校のほうに移動していただいたというような処置をしたところでございます。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 時間気にしていたものですから、すみません。

避難所の話をしますと、本当にこれで終わっちゃうんです。以前いただきました、これ。これでは無理だよという話をして、これ全然直していないですよ、検討して

いない。避難対策の避難所の勧告が出てから避難所に行きます。避難所に行きましたら、給水措置、給食、毛布、寝具、医療、負傷者、疾病者、ここにもペットを検討するとありますけれども、ペットとの共同避難のためにケージ等の支援をすると書いてあるんですよね、ここにも。避難の整備のところがどーっと書いていって、トイレとか給食設置とかいろいろ書いてあります。これを読んでいくと、ここだけ読んでも全然、去年2回にわたってこれやったんですよね、ここ。進歩していないというか、検討していないし、実施もしていないんですよ。この避難所の箇所だけでも。

今度、本丸入りますけれども、ダム、河川、これに至りましては、2行ずつで終わっていますよ。河川管理災害対策、2行。ダム施設等災害対策2行。ため池施設災害対策2行。これ読むと、みんな怒っちゃうので読みません。26ページ。こんないいかげんなつくりで村民を守れるのかという話なんですよ。もういいですよ。人任せですからね。

夜、読んでいたんです、ここ3日間。この西郷村災害誌、8.27集中豪雨災害、平成10年。これだけの被害あって、写真だけ見てもわかりますけれども、これだけの被害があって、西郷村の河川施設災害予防対策、これ何ページですか。ぺらっと1ページですよ。半ページもなっていないですよ。内容も本当に薄い。村長、頑張っただけでこれつくり直さないと、村民を守れません。

ダム等の話あります。今、4つのダムでしたっけ、5つのダムでしたっけ。4つ。その性質、教えてください。どのようなダムか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

現在村内にあります4つのダムですが、その目的ということでございまして、堀川ダム、洪水調整、上水道用水、不特定用水などに利用されるということでございます。

その他3つのダムにつきましては、農業用水を目的としたダムとなっております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） その管理責任者って誰なんですか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

堀川ダムにつきましては、福島県でございまして、赤坂ダムにつきましては、西郷村土地改良区、西郷ダムにつきましては、阿武隈川上流土地改良区、黒森ダムにつきましては、小田倉水利組合というふうになっております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 今回、先輩議員言いましたけれども、農業ダム、南相馬のやつ結構出して、非常に災害をこうむったとか。緊急放水ですね、これによって相当な下流住民が被害に遭ったということがございます。今、県と赤坂ダムは西郷村、西郷ダムは（不規則発言あり）、そこの問題は、先ほど村長が答弁した放流は毎秒50立方という式を堀川ダムに関しては言いました。地域住民に伝達するのは、どのような方法と言いましたっけ。緊急放流の情報流すの。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 県のほうから放流する1時間ぐらい前に関係市町村のほうに連絡が入るということと、あと流域、その水位が上がる流域の方々には30分前に車、広報車でサイレンあるいは広報をしながら周知するというような方法で伝えられるということでございます。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 今、堀川ダムの目的が治水ですね、不特定と洪水調整と上水道。上水道に使用しているダムは、平時はどのぐらいの水量を保っておくんですか。

○参事兼総務課長（真船 貞君） すみません、（不規則発言あり）ええ、通常の水位は標高609メートルに平常は保たれているということです。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） それで、放流するときは、実施されるのが614.5メートル。これは管理人がいるんですよ、そこに。ダム管理者がいるんですよ。それで、その放流するとき1時間前に連絡して、下流住民には30分前で、問題は、ここを通過しても谷津田川、堀川は、白河のほうへ流れるんですよ。白河のほうのほうが被害が大きくなるんですよ。30分前で間に合うかという話なんですけれども。あと、放流されるときは、どのぐらい。毎分はわかるんですけれども、どのぐらいの量を放流するか。また、川の、さっき言ったように雨水排水量でもわかりますよね。500立方の毎秒放出した場合、どこかで越水する可能性ないですか。

というのは、これと同時に太陽光発電、これも堀川に流れるやつ、今度そら' Pは谷津田川に流れますね。堀川ダムの隣にある太陽光も堀川に流れます。プラス、この緊急放流で流れるダムのあれですよ。これ計算したら、この毎分50立方を流してどういうふうになるというのはシミュレーションしていますか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

ちょっと私も限られた資料なので、正確にお答えが難しいんですけれども、河川管理者は、常時水位が見られる装置がついていますので、そちらで見ております。

それから、放水量なんですが、満水時はもうダムがそれ以上水を蓄えられないということで、ダムに流入した分が一緒に出ていくということでもありますので、それが先ほど申された50立方メートルなのか、あるいはそれ以上なのか、それ以下なのかというのは、雨の満水時を迎えた後に降る、流入する量で変わるということになると思います。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） それは怖い発言ですよ。それはちゃんと調べておかないと、下流住民が本当に相当の被害に遭いますね。越水しそうになったとき緊急放流ってするんですから、相当周りにも雨が降った状態なんです。それで、この609メートルから614メートルになるときは、どのぐらいの雨量があったらこの状態になるかというのは、大体ご存じなんでしょうか。雨量。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど大石議員からも指摘ありましたように、この件についてはダムの構造とあと機能、今度十分に勉強していきたいと思います。基本的には、緊急放流というのはオーバーフローと私は今解釈しております。出た分だけがその分流れるということの解釈をしております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） いや、今雨が伊豆なんか1,800ミリですよ。もう気が遠くなるというか、今まで考えられないような雨量が降るんですよ。ですから、一時ダムがためたやつが一発で出ちゃうと相当な被害が出るんです。相当の被害。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 私が知り得ることでお話ししますと、操作してば一っと出す話ではないです。降った分が、堤体からオーバーフローして出るということでありますので、どうかご理解賜りたいと思います。また、先ほどから言いましたように、その辺についてはしっかり今度こういうことのないように勉強して対応していきたくております。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） いやいや、私はそれは心配しないんですよ。それ以上の雨量が上に降ったとき、どうするんだという話なんです。それを減災させるためには、下に相当な連絡を入れるとか、もう事前にその河川の周りを何とかするとか、それを考えないといけないと思うんです。これ、堀川ダムだからこの計算ができるんですよ。この農業ダム、農業用水用のかんがい用につくっているダム、ここの管理している人はどのような状況でどういうときに出すのか、それが怖いんですよ。あそこが崩壊したときの被害。赤坂ダムなんていうのは、下に人家がいっぱいあるでしょう。そういうとき大丈夫なのかという心配なんですよ。通常放流とか降った分を出す分にはそれほど心配しないんですよ。それ以上に降った場合の想定を考えているかという話なんですよ。

だから、連絡にしても、その対策としてどのぐらいの雨量が出たらどういう被害がある。これハザードマップもつくってあるでしょう、そのために。ダムが決壊したときのハザードマップというものはあるんですか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 県のほうに確認しましたら、現在のハザードマップにはダムの影響分も含んでいるということ。ただ、今後気象条件等が変わって、雨量の確率が見直されれば、それはまた変わるということになると思います。ただ、現在の基準での影響分は含んでいるというふうな回答でございました。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君。

○7番（鈴木勝久君） 西郷は、以前に1,268ミリの経験をしているんですよ。そのときは、堀川ダムはありませんでした。ですから、あそこが決壊とか緊急放水したときの下流住民というか、下流の人たちがどういう被害になるというの想定というかシ

ミュレーションして、事前に情報も流さないと、この30分は、どこかに勤めているとき帰ってきたり、子どもをどこかから迎えに来たときでは30分って行って来たで15分、30分になっちゃうでしょう。これで間に合うのかという話なんですよ。

だから、もっと減災というか、もう降ればどうしようもないというのはありますよ。これを見たらもうあらゆるところが土砂崩れはするわ、川は決壊するわ、リスクをどこまで背負うか、どこまで金を出すかという話になってくるんです。何か福島県の、どこだっけ、電話しようかなと思っていたんですけども、4,600の河川があるらしいですよ。今回、その河川がほとんどが満水状態というか、西郷は越水しなかった分まだ助かっていますけれども、どこから手をつけていいかわからないぐらいなんですよ。

だから、どこまでリスクを村民に与えるか。どこまでを許容範囲にするか。金をどこまでつけるか。あと、減災だと人の命が一番大切ですから、どういう方法で逃がすか。さっき言った避難所はどういうところにするか。あんな話聞いていたら、ばかみたい。下流に避難させるなんていうのはもってのほかの、本当に聞いていてあきれましたけれども、だからその危機管理ちゃんとしないと、本当に怖いですよ。

ですから、これが一番の参考書になりますから。ここまで行っても、だからどこまでをリスクをとらせるかというか、するかというのが、ある程度決めて、そしてそれ以上超えた場合には村民をどう移動させるとか、より安全な場所に行くのにはどうするかというのをちゃんと決めておかないと、さっきの時間軸の話もありますけれども、深夜に11時ごろ避難しなさいとか、真名子ももう8時ですよ、避難してきたのが。あんな夜中に雨がザーザー降っているところに避難するというのは、やり方としては間違いなんです。それは経験上ほかでやっていますよね。忘れちゃった、書いてありますけれども。それで、夜はさせないように事前に気象庁の予報とかそういうのを聞きながら、何とかメッシュというのやったほうがいいと言ったじゃないですか。民間のやつも使ったほうがいい。そういうのを予想しながら、明るいうちに、特に警戒レベル3のときはもう高齢者は避難させなきゃならないですね。その避難させるときは公助。共助ではだめなんです。これ強制力ある人が助けに行かないと。

これは、隣近所だって避難して、災害に遭っているんですから、なかなか難しいんです。そこは、公助なんです。もう意識あるというか、強制的に行って助けるというやり方をしないと、その隣近所の人に任せて、ああ自主防災の話もあった、自主防災もありましたね。そういうのを今一生懸命つくっていらっしゃるらしいですけども、そういうのも含めて、もうちょっと慎重に、もっと早くこれをつくっていただきたいと思います。見直してね。時間が来ましたので、答弁してください。（質問事項3に至らず）

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

ただいまご指摘の点は十分に踏まえまして、早急に見直しをしたいと思います。

○議長（真船正康君） 7番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 4 時 0 7 分）